

会議録・平成27年9月10日第3回定例会（第2日）

1. 招集の年月日 平成27年8月27日
1. 招集の場所 明和町議会議場
1. 開 会 9月10日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 14名

1番	山内	理	2番	西岡	厚
3番	中井	啓悟	5番	上田	清
6番	阪井	勇男	7番	乾	健郎
8番	江	京子	9番	伊豆	千夜子
10番	北岡	泰	11番	樋口	文隆
12番	奥山	幸洋	13番	松本	忍
14番	綿民	和子	15番	辻井	成人

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 朝倉 晶子 松本 章 西尾 仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	西岡 惠三	総 務 課 長	西田 一成
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	北岡 和成
人権生活環境課長	世古口 和也	福祉保健課長	下村 由美子
会計管理者(兼)会計課長	田中 一夫	長寿健康課長	小池 弘紀
農水商工課長(兼)農業委員会事務局長	堀 真	まち整備課長	沼田 昌久
上下水道課長	菅野 亮	斎宮跡・文化観光課長	西口 和良
教育総務課長	西口 竜嘉	こども課長	世古口 哲哉

文化財保存活用監	中野 敦夫	人権啓発推進監	中瀬 行久
土地利用調整監	松本 雅之	監 査 委 員	西村 和久
教育委員長	竹本 留美子		

1. 会議録署名議員

12番 奥 山 幸 洋 13番 松 本 忍

1. 提出議案

同意第2号 教育委員会委員の任命同意について

議案第50号 菊狭間環境整備施設組合の解散に関する協議について

議案第51号 菊狭間環境整備施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

議案第52号 いつきのみや歴史体験館条例の一部を改正する条例

議案第53号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

議案第54号 明和町手数料条例の一部を改正する条例

議案第55号 平成26年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第56号 平成27年度明和町一般会計補正予算（第2号）

議案第57号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）

議案第58号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第59号 平成27年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第60号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第61号 平成27年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成26年度明和町一般会計歳入歳出決算認定

認定第2号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第3号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

認定第4号 平成26年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第 5 号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第 6 号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第 7 号 平成26年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

認定第 8 号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

認定第 9 号 平成26年度明和町水道事業決算認定

1. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 行政報告

日程第 4 一般質問

(午前 9時 00分)

◎開会の宣言

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成27年第3回明和町議会議定例会、第2日目の会議を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第119条の規定により、議長から指名をいたします。

12番 奥山幸洋 議員

13番 松本忍 議員

の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（辻井 成人） 日程第2 諸般の報告を行います。

監査委員さんから提出をいただいております、5月、6月、7月の例月出

納検査結果報告書の写しと、一部事務組合議会の報告書の写しを、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、請願を6件受理しております。

この取扱いにつきましては、9月4日に開催をいたしました、議会運営委員会にお諮りし、全員協議会でも報告させていただきましたように、

総務産業常任委員会に

請願第1号 「平和安全法制」国会審議に関する請願

請願第2号 大淀地区内の牛舎建設反対に関する請願書

を付託し、ご審議をいただくことにしております。

また、教育厚生常任委員会に

請願第3号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書

請願第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める
請願書

請願第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡
充を求める請願書

請願第6号 防災対策の充実を求める請願書

を付託し、ご審議をいただくことにしております。

以上で、日程第2 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（辻井 成人） 日程第3 行政報告を行います。

町長。

○町長（中井 幸充） おはようございます。

平成27年第3回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、

誠にありがとうございます。また、本定例会の会期を10日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますところに対し、厚くお礼を申し上げます。

戦後70年が経過しました。広島・長崎の原爆の傷跡もいまだに癒えない中、月日は流れ戦争の悲惨さ、恐ろしさ、そして平和の尊さが忘れ去られようとしています。

国では、安全保障関連法案が審議され、さまざまな議論が交わされているところですが、平和への願いは誰しもの思うところであり、核のない世界、平和な世界を求めてやみません。

これからの時代を担う、若い世代に戦争の悲惨さを知ってもらい、戦後70年維持し続けてきた日本が道を誤らないために、8月6日に行われた「広島平和祈念式典」に、初めて中学生の代表団を送りました。この話を聞いた町内の各小学校の皆さんも、平和への祈りを込めて千羽鶴を折り、4人の代表に託しました。千羽鶴は約4千羽で、代表の皆さんが8月5日、「原爆の子の像」に奉納してくれました。

広島から元気に帰った中学生から、「広島では、記念式典に参列するとともに、広島平和祈念資料館の見学や被爆体験伝承者の皆さんのお話を直接聞かせていただきました。」「学校で習った以上にひどい状況でした。見たり聞いたりしたことを友だちや家族、そしていろいろな人に話をし、戦争の悲惨さ、原爆の恐ろしさを伝え、戦争のない平和な日を送れるように努めます。」と、ひとり一人が感じたことを、丁寧に報告していただきました。このことは多くの町民の皆さんにも知っていただきたいと思い、行政チャンネルで4人の報告をまとめて放映することにしていますので、ぜひご覧いただきたいと思います。

さて、財務省は8月31日、各省庁からの2016年度予算の概算要求を締め切り、一般会計の要求総額が過去最大の102兆4,000億円を超え、前年度を約6%上回ったと公表しました。

要求額が膨張した背景には、成長戦略や地方活性化に特化した経費を認め

たこと、少子高齢化に伴う社会保障費の増加等がありますが、このほか国債の償還や利払いに充てる国債費が増えたことも、増加の一因となっています。

また閣議決定の基本的な方針では、既存のあらゆる予算措置はゼロベースでの見直しを行うとされ、必然的に地方への財源支出も厳しいものとなることが予想されます。

本年度における当町への影響は、町が要望していた投資的事業に係る国庫補助金の内示額が、前年度に引き続き大きく削減され、加えて、歳入の屋台骨である地方交付税は、標準財政需用額の各項目で、少子高齢化対策を除き、いずれも減額となっています。

町においても、先日、幹部職員を集めて平成28年度の予算編成説明会を開きました。職員には、これから一層厳しくなる町の行財政運営を直視し、国の動向をしっかりと見据えて、制度改正や補助事業の採択要件の変更も含めて鋭意情報収集に努め、新年度の予算要求に臨むよう指示したところでございます。

それでは、6月定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして、簡略にご報告させていただきます。

7月1日から始まる第65回社会を明るくする運動の強調月間を前にした6月23日、「世界一安全な国を」との内閣総理大臣のメッセージを、多気郡保護司会の皆さんから伝達していただきました。同日、明和町推進委員会を開催し、自治会長さんや各種団体の皆さんに、町の取り組みを説明し協力を呼びかけました。

7月1日に明星駅で、翌2日は斎宮駅で、5日には大淀キャンプ場の安全祈願祭で啓発活動を行っていただきました。また、7月20日には、恒例の社明カップ組立飛行機選手権大会を開催していただくなど、多気郡保護司会の皆さんには犯罪のない安全で安心なまちづくりのために、さまざまな活動に取り組んでいただいております。心からお礼を申し上げます。

6月25日には、松阪地区交通安全協会、交通安全推進委員、町議会議員の

皆さんなど、約70人の参加を得て、イオンモール明和付近の町道で、交通安全啓発ミルミルウェーブを実施し、帰宅途中のドライバーなどに交通安全を呼びかけました。今年には既に町内で3名の尊い命が、交通事故で失われており、6月8日に交通事故多発警報を発令し、町民の皆さんに交通死亡事故0を呼びかけています。

6月29日、東京国立博物館で日本遺産認定証の交付式が行われ、4月24日付けで認定された、祈る皇女斎王のみやこ斎宮の日本遺産認定書を受け取りました。今後は日本遺産活用推進協議会を中心に、観光振興や町の活性化に活かしていかなければなりません。ご理解とご支援をいただきますようお願いを申し上げます。

国の地方創生事業の一環として、町内で使用できる20%プレミアム付き商品券を7月1日から販売しましたが、あっという間に2日間で完売しました。販売の方法や時間について多くのクレームをいただき、反省すべき点もございましたが、消費喚起を目的として初めて実施した事業でありますので、購入できなかった皆さまには、お許しをいただきたいと思います。

7月2日、防犯パトロール隊青レンジャーに取り組む、明和市民活動サポートセンターで、町と松阪警察署、サポートセンターがドライブレコーダー、動く防犯カメラの運用開始式を行いました。青色防犯パトロールの車両に、ドライブレコーダーを導入することによって、犯罪抑止や安全意識の向上をめざしたもので、ボランティアグループと警察で協定を交わすこととなり、これは県下で初めてのことです。

今後、松阪警察署からの要請があれば、ドライブレコーダーの画像や目撃情報等を提供することになります。青レンジャーは連続不審火事件を受けて、平成19年に発足していただき、以来、子どもたちの下校時、夜間は8時以降に青色回転灯を点けて、パトロールを行っていただいています。これからもよろしく願いいたします。

夏本番を前にした7月5日、大淀ふれあいキャンプ場で観光協会主催の安

全祈願祭が行われました。アトラクションには、業平夢太鼓の演奏や、今では欠かせなくなったフラダンスも披露され、恒例の宝探しと餅まきも行われました。期間中、無事故で楽しい夏になることを祈りました。

7月18日、18回目のみいとフェスタが下御糸小学校で行われました。1部が子ども相撲大会、2部は夜間の納涼大会で、盆踊りには幼稚園児とめい姫、めえめえも参加してくれました。実行委員会の皆さんに心からお礼を申し上げます。

梅雨が明けた7月25日、猛暑の中で人権センターとみょうじょうこども園の夕涼み会を行いました。みょうじょうこども園は、初めての夕涼み会でしたが、子どもたちが担ぐこども神輿で元気に開会し、保護者の方を含めて約500人の参加者で賑わいました。

7月26日には、夏の電気安全保安期間を前に、町内の電気工事業者の皆さんが、ボランティアで防犯灯の蛍光管の取り換え等の修繕を行っていただきました。

7月27日、三重国体の第4回準備委員会総会が津市で開かれ、愛称とスローガンが発表されました。愛称は、三重とこわか国体で、とこわかとは、いつも若いこと。いつまでも若いさまを表現する言葉です。活力に満ちた元気な三重、すべての人が活力に満ち元気になることを願って、そのきっかけとなる大会となるようにとの思いを込め、元気な姿をいつまでも若いさまという意味のとこわかに託すとの発表がありました。

スローガンは、ときめいて人、かがやいて未来です。これからは愛称とスローガンを使いながら三重国体開催に向け、準備が進められることとなります。

平成28年4月採用予定の町職員採用試験の募集を7月末で締め切ったところ、応募状況は事務職員は募集2人に対して20人、技術職の一般枠は募集1人に対して4人、再チャレンジ枠は募集1人に対して1人、保育士兼幼稚園教諭の一般枠は、募集若干名に対して9人、再チャレンジ枠は募集若干名に

対して10人、社会福祉士は募集1人に対して1人の応募がありました。試験日程は9月20日に第1次試験として筆記試験を実施し、10月22日に第2次試験を行い、11月中旬には採用者を決定していくこととしています。

7月から8月にかけては、昔から続けられている夏祭りや伝統行事が町内各地で繰り広げられました。7月11日には上村の天王祭と算所の祇園祭り、12日には有彌中のかんこ踊り、13日には蓑村の虫送りが行われました。8月1日には、大淀祇園祭と花火大会が今年も盛大に行われました。これらはいずれも江戸時代から続く伝統行事ですが、改めて関係者の皆様のご苦勞に対し心から敬意と感謝を申し上げる次第です。

8月5日、新しいALT、外国語指導助手として赴任した、ローガン・ジョセフ・スナイダーさんと、ティモシー・ツヨシ・サコガワさんの入庁式を行いました。2人ともアメリカ合衆国の出身で、7月に退任したサナイ・アエラ・バルケゲンさんに引き続き、町内の小中学校で外国語授業の補助や、幼稚園・保育所・こども園での外国語活動を通じて、子どもたちの英語教育の推進に関わっていただきます。

8月8日、午前8時からビーフロード、中南勢広域営農団地農道の勢和・多気工区の開通式が行われました。この道路は明和町・多気町・大台町・松阪市の地域を結び、農業振興と流通を目的に計画され、平成8年から事業計画が具体化されました。多気町と勢和村が合併し、平成28年度に10周年を迎えるこの時に、地域を結ぶ道路が完成したことは、誠に喜ばしいことです。末広にこの地域が発展するようにと、あえてこの日時を選んだということです。農道整備事業ですが、生活道路でもありますので、道路が整備されることによって、この地域が発展は計り知れないものがあります。この道路整備によって、中南勢地域がより発展することを念じて式典を終えました。

8月18日、今年もひじき組合の皆さんから、敬老福祉大会や福祉施設などで使ってくださいと、ひじき2,000袋を寄贈いただきました。今年で31回目になります。改めてお礼を申し上げますとともに、町の特産品でもあるひじき

をもっとPRし、ひじきうどんなどの販路拡大についても、引き続き支援を
してまいりたいと思います。

齋宮跡に待望の実物大復元建物がようやく竣工の運びとなり、8月22日、
完成に先駆けて復元建物の内覧会が行われました。竣工式は9月26日、土曜
日の午前10時30分から、鈴木三重県知事も出席して行われる予定です。この
日は竣工式に続いて、いつきのみや観月会が開催され、長岡成貢さんの復元
建物竣工記念コンサート、齋王寿の儀・雅楽の演奏、3千本のロウソクの点
燈イベントなどが計画されています。

また、翌27日は、日本遺産祈る皇女齋王のみやこ齋宮の認定を記念して、
こどもわいわいフェスティバルと題した子どもたちが楽しめるイベントを計
画しています。町民の皆さんはもちろんのこと、町内外からも多くの皆さん
にお越しいただき、楽しんでいただくという企画ですので、是非お越しい
ただきたいと思います。

国及び県では新年度予算の編成に向けて動き出す時期です。町村会では8
月21日と26日に、平成28年度の国・県に対する各種施策の要望事項について、
県の各部局長に対して、要望・要請及び意見提言をいたしました。

県の教育長には、認定こども園の幼稚園部門への支援や、文化財への財政
支援を要請、健康福祉部へは地域医療の確保や低年齢児保育の充実などを要
請し、特に保育士の確保について、人材の要請や既資格取得者の復帰支援等
を要請しました。さらに県土整備部には、通学路の交通安全対策への予算確
保、町道と県道が交差する交差点の安全対策への支援や、海岸河川の防災対
策を。農林水産部へは農業農村基盤整備の予算確保と、国への農業基盤強化
支援や獣害対策などの強化を。防災対策部へは南海トラフの津波避難対策や
防災・減災対策の強化など、各部門に対して各町長から、それぞれ強く要請
をしました。

各自治会からいただきました要望につきましては、7月1日から12日の間
に、各地区自治会長会議を開催し、要望に対する回答・説明を行い、理解を

得るとともに、7月31日松阪建設事務所長に、全町自治会長会議で自治会長さんから要望をいただいた県道関係の改良等について、要望書を提出させていただきました。また、8月7日には、松阪警察署長に信号機の設置や安全対策の要請を行いました。各自治会長さんからの要望を具体的に説明しながら、早期の対応を要請いたしました。

8月18日には、松阪農林事務所長に今年度はパイプライン等の農業基盤予算が昨年の半分しか付かなかったことから、国に要請はしていただきましたが、この状態では事業が進まなく、地元の皆さんが心配していることを伝え、何とか28年度の予算確保に努力していただきたいと要請いたしました。

東日本大震災から4年半が経過をしようとしています、国は震災復興、震災対策を重点的に予算配分し、また、消費税の引上げによる景気の減速対策で、地方にとっても厳しい予算となっており、思ったように補助が付かない現状でございます。予算がないだけでは解決しませんが、国県への要請はさらに力を入れていかなければならないと思っております。

臨時福祉給付金の受け付けを、9月1日から研修室で開始しました。給付対象者は約2,400世帯と見込まれます。申請期間は12月1日までです。なお、9月中の日曜開庁時には福祉保健課の窓口で申請を受け付けますので、どうぞご利用をいただきたいと思います。

今年の敬老福祉大会は、10月4日に総合体育館で開催します。9月1日現在で70歳以上の皆さんに案内状を送りました。たくさんの方に参加していただきたいと思います。

また、9月21日の敬老の日と10月4日の敬老福祉大会の日は、町内にお住まいの65歳以上の人に限り、町民バスの利用運賃を無料にさせていただくこととしています。町民バスをどうぞご利用ください。

次に、本定例会の上程議案につきましては、教育委員会委員の任命同意が1件、菊狭間環境整備施設組合の解散に関する協議が2件、条例の一部改正が3件、平成26年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分が1件、平成27年

度一般会計補正予算ほか4つの特別会計補正予算と水道事業会計補正予算、そして平成26年度の各会計の決算認定をお願いすることとしています。

今後とも町民の皆さんが日々充実した暮らしができるまちづくりの実現のため、町民の皆さま、議員の皆さまのご理解とご協力を賜わりながら、総合計画に定める将来像の「歴史・文化と自然が輝き、快適でこころ豊かな「和」のまち明和」をめざして、誠心誠意努力してまいりますので、よろしくご審議を賜わりますことをお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 以上で、日程第3 行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（辻井 成人） 日程第4 一般質問を行います。一般質問は5名の方より通告されております。許可したいと思います。

1番 山内 理 議員

○議長（辻井 成人） 1番通告者は、山内理議員であります。

質問項目は、「三重国体について」「観光資源としての斎宮跡について」の2点であります。

山内理議員、登壇願います。

○1番（山内 理） 1番山内。ただ今議長より登壇のお許しが出ましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

2021年、早速ですが、三重国体、全国障害者スポーツ大会、いわゆる三重とこわか国体についての質問をさせていただきます。

まずその前年ですが、前年に東京オリンピック、今、新国立競技場、またエ

ンブレム問題と、話題には事欠きませんが、いろいろ批判はされておりますが、しかし、別の角度から見ると、非は非として認めてやり直すということも、また時には大切かなと思います。非を非として認める、なかなかできないことですので、そういうことも大事かなと、今回、思いました。

そして、その東京オリンピック、日本列島が随分盛り上がるんだろうと思います。各国選手団、また観光客、世界からみえる皆さんを、日本が世界に誇る、「おもてなし」ということで、満足していただくんだろうとも思います。すごいんでしょうね、オリンピック。経済効果がおよそ30兆円だとか、30兆円と言われても、見たことがないのでピンときませんが、また、今から話題にする国体だって、なかなかのものがあります。

今年の和歌山国体が約641億円、去年の長崎国体が経済効果505億円、来年の岩手国体が453億円ほどになるそうです。はたして三重国体はどのぐらいの試算になるのか、それはそれとして、そんな皮算用はともかくとして、その東京オリンピックの翌年に開催されます三重国体での、わが町明和町流のおもてなしということについて、幾つかお聞かせください。

まずソフトボール会場について、質問させていただきます。総合グラウンドか、中学校の第二グラウンドか、いずれかを改修する方向になるのかなとは思いますが、どのような改修をされるのでしょうか。また必要最小限という予算が厳しいですから、必要最小限ということになるんでしょうが、とはいえ国体競技ですし、照明設備、観客席など、かなりの改修が必要かとも思います。

オリンピックの新国立競技場じゃないですが、国体開催後どういうふうを活用するかということも、非常に大切になろうかと思えます。その辺も含めて、具体的にお聞かせいただきたいということと、ちょうど1年前に国体の質問をされておりますが、そのときに町長から総合グラウンドあたりを、運動公園的に整備することはやぶさかではないと思えますというようなご答弁をいただいております。

その後、そのやぶさかではないというお考えがどう変わられたのか、積極的な考えに変わられた、変わられることを期待しておりますので、お聞かせください。また、一気に質問いきます。

また、運営面はどうなんでしょうか。全国大会を運営するのですが、それ相応のスタッフや人員面など、十分に把握しておられるのでしょうか。またソフトボール、16チームなのか、12チームか定かではありませんが、十数チームがみえると思いますが、みえたチームをただ試合をこなすというだけのことなんでしょうか。

先ほど言いましたように、やっぱり明和町流のおもてなしということをしようと思うと、国体の場合、私も直接参加をしたことがないのでわかりませんが、ある人に聞くと、国体というのは通常の全国大会ではなくて、独特のおもてなしとか、いろんな地元の方の応援とかいうのがあるそうです。明和町の場合、それをどういうふうにするおつもりなんでしょう。

また、そういうおもてなしをしようと思うと、スタッフといえども、ただ人を集めるだけではなくて、ある程度スタッフ教育なども必要でないかと思えますし、実際、運営するには公式審判員、公式記録員などの人員は必要、十分足りているのでしょうか。育成するにも数年はかかると聞いております。その辺いかがでしょう。

また実際、運営となりますと、今、体育協会におそらく一任されていると思うんですが、本番の運営なども体育協会に一任という形で行われるのでしょうか。2021年に三重国体、その前年には本番同様のリハーサル大会など、通常やると聞いております。その辺を考えますと、まだまだ6年あるとはいえ、もう5年後には最低限、競技場スタッフなど開催可能でなければなりませんし、できうるならば、もっともっとリハーサル大会を何度も経験していく必要があるかと思えます。そうすると、もう5年後といわず、3年後、4年後に完成しているのが望ましいかなと思えます。

またこれらをスピーディーに運んでいかないと、とてもとても間に合わない

という状況が考えられます。来年になったとお聞きしましたが、国体の使節団の方にわが町明和町は、いかにアピールして、明和町のソフトボール会場は素晴らしいと、お墨付きをいただける準備は、当然お済みだと思っておりますが、その辺のところ、現状と明和町で国体を開催する、いや成功させるという意気込みと熱意を、是非お聞かせください。

よろしく申し上げます。

○議長（辻井 成人） 山内議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 山内議員のほうから平成33年に開催されます、第76回の国民体育大会の明和町は、ご案内のように、成年男子ソフトボール競技の会場に一応選定をいただきました。

それらの取り組みの状況について、ご質問をいただきました。現在はですね、昨年、平成26年度から競技団体といろいろと連絡をしていかなければなりませんので、明和町の体育協会の中にですね、国体に関する準備等の業務を委託させていただく中で、ソフトボール会場の整備、それらについての一応検討をいただいております。

その中で、提案をいただきまして、提案は3案、実はございました。1案は総合グラウンドを再整備するという案。それから、2面の競技場を整備する案、いわゆる総合グラウンドを中心に、2面の競技場を整備する案。2案は中学校の第二グラウンド、これを、第二グラウンドを2面整備する案とか、あるいは3案は総合グラウンドと第二グラウンドで、各1面ずつに整備をし、国体の開催にむけて準備を進めていくという、そういう実は体育協会からの提案もいただいております。

国体に向けましてはですね、それぞれの種目に競技の施設設置基準というのが、実は定められておりまして、ソフトボールでございますので、日本ソフトボール協会のおっしゃる、ソフトボールルールの基準に則した会場の整備ということが求められるということです。

その中にはですね、実は試合用のグラウンドはですね、2面が同じ会場の

中にあるのが、一番望ましいということですが、実はこのソフトボール会場、競技の開催に手を挙げる時点に、実はそれなりに調査をいただきました。その中では、必ずしもですね、同じ会場に2面そろっていなくてもいいという、それは移動距離の問題が指摘をされたわけでありまして、それらを考慮すれば、明和町の場合、総合グラウンドと例えば第二グラウンド、それでも開催は可能ということでありましたので、我々としては成年男子のソフトボール会場に手を挙げたという経過がございます。

しかしながら、第二グラウンドそのものはですね、隣に民家がございますので、これ以上、拡張とか、そういったことにはなかなかならないと思いますので、私としては総合グラウンドを再整備をして、そして、2面の競技場、いわゆる試合ができる会場に整備をしながらですね、国体に臨んでいきたく、そのように思っております。

ただ、2面ともですね、正式な野球場あるいはソフトボール会場ということではなしに、1面は将来のことを考え、正式な会場にはしたいと思いますが、もう1面は明和町にはさまざまなスポーツを楽しむ多くの方がおみえになるわけでありまして、私としては可能な限りいろんな面で使える多目的な、総合的な運動公園という形の中で、整備をしてまいりたいと、そのように思っておるところであります。

ただ、この用地の部分もございますので、地元の皆さんの協力もいただきながらですね、今、申し上げたような1面はきちっとしたソフトボール会場、そしてもう1面は将来的に全体的に、総合運動公園的にいろんな方々が、子どもさんから大人までですね、高齢者の方まで楽しんでいただけるような、そういうグラウンドに整備をしていきたいと、そのように思っておるところです。

ただ、具体的な内容につきましては、先ほどご指摘ありましたけれども、来年1月に中央の競技団体の現場視察が、実はございますので、その中で意見やあるいはいろいろなご指摘をいただくことに、相成ろうと思っておりますので、

それらを受けて整備を進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、具体的にどのようにということにつきましては、しばらく時間をいただきたいと、そのように思います。

それから、運営スタッフなどについてのご質問をいただきました。競技をただするだけではなくに、いろんな方々にも協力をいただきたいと、そのように考えております。お話がありましたように、おもてなしは、いろんな面でやっていかなければならないと思いますし、このビックイベントの機会ですので、町内の特産品とかですね、町内の観光とか、そういったものも含めてですね、PRもしていきたいと、そのようにも思っておりますので、観光協会の皆さんにもですね、是非ご協力をいただかなければならないのかな、JAの皆さん、商工会の皆さんにも、是非いろんな面で、ご協力を要請もしてまいりたいと、そのように思うところです。

また一方で、審判とかですね、そういう運営スタッフのお話をいただきました。この基本的な更新審判と公式記録員は、これはソフトボール協会のほうで、いろいろとご足労いただくという話になっているというふうに聞いております。中心になりますのは、多気郡のソフトボール協会、そして三重県のソフトボール協会、我々としましては町が公式審判員、あるいは公式記録員を養成するということではございませんので、そこら辺、協会のほうにお願いをするということになっておりまして、それ以外のスタッフ、実はスコアボード係だとかですね、それから放送係だとか、グラウンド整備、おしぼりを持っていく方とかですね、いろんなスタッフが必要だというふうに考えております。

そうなりますと、当然ですね、100人から150、160人はですね、お願いをしなければなりませんので、我々としまして、一般の方にですね、是非、協力も呼びかけていきたいと、そのように考えておるところでございます。

そういう中で、実は今、体育協会さんのほうに近々に和歌山国体が開催されますし、近くでは岐阜のほうで清流国体というのもありましたので、そう

いったところのソフトボール会場を視察いただく中で、どれぐらいのスタッフで運営をしたのか、そういったことも含めてですね、是非、調査をしていただいて提言をいただきたいと、そのように考えておるところであります。

スケジュール的には正式な国体の準備委員会というのを立ち上げていかなければなりません、それは平成28年、29年、県のほうはだいたい平成29年から30年にはきちっとした各競技団体を受ける市町での大会の準備委員会を立ち上げてほしいという、そういう要請もきておりますので、町のほうもそれに合わせる形の中で、きちっとした体制をつくってまいりたいと、そのように思っておるところであります。

いずれにしても予算等も伴いますので、先ほど申し上げましたように、1月の競技団体の視察等々を踏まえたうえで、その中身等についてもですね、精査をしながらですね、体制を整えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

このソフトボール競技でございますが、ご案内のように46年前には、三重国体が開催をされ、副町長をはじめいろんな方々が三重県の代表ということで、明和からソフトボールの主力メンバーが排出したということもございまして、改めてですね、町民全体でこのソフトボール競技を盛り上げていく、その取り組みを是非、私も多くの方々に呼びかける中で改めて成功に終わるようにですね、努力をしてまいりたいと、そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

山内議員。

○1番（山内 理） ありがとうございます。もっと私としてはですね、総合グラウンドなのか、第二グラウンドなのか、もっと具体的にこういう形になるといついただけるかなと期待したいんですが、1面は正式なソフトボール、野球場等やと思うんですが、もう1つは多目的なという形なんですが、

最近是多目的といえどもサッカーができるような広さがあれば、より、ベターなのかなと。これからとおっしゃるので、ある種、要望になるかもしれませんが、1面は野球場、もう1つはもちろんソフト、野球は勿論ですが、サッカーもできるぐらいの広さが確保できたら、非常にいいのかなと。

それともう1点ですけど、今から町長、土地の確保とかおっしゃいましたので、予算厳しいでしょうけども、駐車場をやっぱり広くとっていただきたいんです。私は個人的なんですけども、伊勢球場だとか、松阪球場、津球場、四日市球場、よく出かけるんですが、伊勢球場も去年、立派な人工芝の球場がたったんですね。ところが駐車場が狭いんです。

だから、結局はそこで草野球か何か1試合するだけなら、それで十分なのかもしれませんが、あれだけ立派な球場に、やっぱり県大会だとか、そういうのを行おうと思うと、何チームもやってきますので、そうするとそれにチームだけでなく、応援団いろんな人たちが、観客がみえますので、とてもとても駐車場が、だから俗なんですけども、せっかくいい球場をつくったのに、こんな停めるところもなかったら、どないもしょうないというのが、もっぱらの評判ですので、それから松阪球場にしても、試合しとる最中に必ずやるんです。お車の移動をお願いします、何番どこどこ、車で路上に駐車しています。せっかくあんなんでは、どないもしょうないですし、津球場はいうまでもなく、まったくありませんし、まあまあ何とかできるのは四日市球場ぐらいですかね。

ですから、どうしても県内の野球場を使った公式試合というと、四日市がメインになってしまいます。だから、明和で総合グラウンド的な2面つくってという、ソフトボールで全国大会とか、そういうのも今後もね、呼んでいただけたら、また明和町はスポーツ少年団で結構ソフトボールが盛んですので、子どもたちにもっと上級レベルの試合を直接見る機会を与えていただいたらいいかなと。

それにはやっぱり駐車場がないと、どないもしょうないので、財政が厳し

いおりでしょうけども、駐車場の件をなんとか考えて、かなり真剣に考えていただかんと、とりあえずできたらいいわでは、後は使いもんにならんと思っていますので、その辺を考えていただきたいと思ひます。

またその辺、あとでまたご意見を伺いたいと思ひます。

それと、今、ご答弁の中に県のほうから、28年か29年ぐらいで準備委員会がというふうに言われていますとお聞きしたんですが、結構のんきでいいんですね。ある程度は、先日、8月の末にですね、この伊勢市と志摩市で全日本大学ソフトボール選手権というのがありました。たまたま私、縁があつてスタッフとして、私がスタッフとしてというのは、それだけ猫の手も借りたいという状況だったと思うんですが、大仏山で女子のほうを写真撮影に行っていたんですけど、8月28日からという、もう雨で流れて流れてしたんですけど、その時にやっぱり感じたのが、当然、さっきの町長がおっしゃったように、放送スタッフ、それからライン引きだとか、いろんな事がスタッフが決まっておったんですけど、やっぱり雨で流れたりしてすると、てんやわんやで、当然、ちょっとそれた話ですけど、ああいうイベントをすると必ず年配の方のわか船頭さんがみえて、こういう時はああやこうやと言われると、せつかく決まっておるスタッフが、あっちこっち動いてしまうんですね。

その結果、何が起こったかという、試合、試合のときに、選手の控え選手がライン引きをして、それで試合が行われておった。これはもう若い子たちですから、さっさと動きますけども、けどやっぱりああいうのは、主催者側として、あんまり感じよくなんですし、もともとソフトボール大会の打ち合わせのとき、私がお邪魔したときに、本来ならこれは明和町さんが受けやないかんことなんやなど、半分、笑つておっしゃっていましたが、そう言われてみると、春には紀北町が小学生の子ども大会をやりましたし、志摩市は大学、男子のほうをやりましたし、だから、その人いわく各地区は国体の準備やつておるんやんなど。半分、冗談ともとれるようなあれを言われましたが、そうなる、やっぱり早うせないかんのかなと。

実際はふたを開けてみると、バタバタバタバタしてしまいますので、だから、ほかのスタッフ、スコアーや放送スタッフや、いろんなスタッフで100人か150人とおっしゃいましたけども、ひょっとしたらもっと確保しといたほうが、いいかもわかりません。

でも、いずれにしてもその辺が、どれだけ行政の方が真剣に取り組んでおられるのかというのが、私は非常に気になりますので、すべて体育協会が今やっていると思うんですけど、もうボチボチ行政の皆さんのほうから直接やるべきではないかと思います。

それにはですね、まず町内を盛り上げていかないかと思うんですが、そういうことは考えてみえるんでしょうか。何もなしに、このまま進んでいってはい国体ですよといっても、なかなか関係者は盛り上がるんですが、一般の町民の人はわかりづらいと思いますので、いろんな行政チャンネルから何から、手段を使って、いろいろな盛り上げをしてかんと、まず町内が盛り上がらんと、絶対こんなものは盛り上がらんとしますので、その辺のところをどう突っ込んで盛り上げていく、正直そこまで考えてみえんのか、みえないのかも含めてですね、この際、正直な今の現状というものを、またどうしていくというのを、ちょっとお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 山内議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） サッカーもできるようなということでございますが、用地の確保の問題とあわせてですね、先ほど言いましたように、いろんな競技ができるような広さを、できれば確保していきたいというように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ソフトボールと申したけども、基本的には野球場、軟式野球も明和町、結構若い人さかんにやっていますので、野球場で間にあえばソフトボールも間に合うということでございますので、そういった面で1面だけは、何とかいろんな競技ができるようにということで、考えていきたいと、そのように思っています。

駐車場ですが、なかなか多くの方がきていただく、それらを全部まかなうということは、非常に難しいと思いますので、1つの案としてですね、今までも協力をいただいておりますんですが、近くに工業団地の各企業さんにですね、少しお願いをして土地を貸していただくと、ある程度の駐車場スペースは確保できるのかなというふうな思いがございますので、盛り上がる1つの方法としても、そんなところにも協力を、何ていうんですか、申し入れていきたいなど、そのように思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、スタッフ等々のお話もいただきました。私も実は前回の三重国体のときに、競技委員に引っぱりだされましてですね、いろいろと下働きのことをさせていただきました。そのときにも、三重国体のときも、実は雨が降ってですね、会場探しに右往左往したという経験を、実はもっております。

当然ですね、総合グラウンド、なるべく水捌けのいいような整備を心がけていきたいわけでありましてけれども、当然そこが無理というような場合はですね、出てくると思いますが、その時はここの中学校のグラウンドとか、第二グラウンドとか、そういったところもですね、念頭におきながらということの中では、移動も含めてですね、確かにおっしゃるようなスタッフを用意しておかないとですね、多くの方にお願ひするわけですので、たぶん開会が土日をはさむ、土日からずれていくという中で、頼んだが会社でお休みがとれないというような事態も出てくるのではないかなと。

そんなことを想定しなから、おっしゃるようになるべく余裕のもった体制でいきたいと、そのように思っておりますので、早くから実はまだ全然、準備しておらへんやないかということではなしにですね、体育協会のほうに一体どれぐらいの人員がですね、要るのかどうかということ、早いとこ、とにかく見極めてくれと。

それで、体育協会が多くの人にお願ひをするということではなしに、おっし

やるように町がですね、我々がやはりきちっと関係者の方にですね、お願いをしていくという、そういうことになるかと思しますので、この間も口を酸っぱくして言っていますのは、早いとこ体制をこんな内容でいくんやということをですね、提案してくれということを、実は協会のほうへもお願いをしておりますので、それらを待って、体制の整備を始めていきたいと。

県は平成28年、29年と言っていますけども、なるべく早くですね、立ち上げていきたいと、そのように思っておるところです。

それから、町内の盛り上げですが、正直なところ今のところはまだこれといった手立てを打っているわけではありませんが、これから何ていうんですか、若い子の選手もですね、実は育てていかなければならないと。スポ少でいろいろやった中学校では軟式、高校でも硬式をという子どもたちも、たくさんおみえになりますんで、またそういったところからですね、よしクラブに入って、頑張っってやっていこうというこの何ていうんですか、ピックアップも是非、心がけていかないかんし、呼びかけていかないかんなど、そのようにも考えておりますので、そういった中で盛り上げも行っていきたいと、そのように思いますが、改めてですね、1つの会場の部分が確定し次第、そういった盛り上げも、町民の方への呼びかけもですね、やっていきたいとそのように思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

山内議員。

○1番（山内 理） 是非、盛り上げてですね、大成功という形をとりたいなと思ひます。先ほど観光協会や特産品やJAさんや、商工会さん、あらゆる方面に協力していただいて、来ていただいた関係者の方におもてなしをして、また、明和町のそれこそ齋宮跡、日本遺産、それも含めてPRをして、本当に国体できてよかったなというふうになればと思ひます。

勿論、その時には、私たち議員もですね、すべて町民として応援いたしま

すし、頑張っていきたいと思います。さっそく来年ですか、使節団の方がみえますので、そこである程度、決まってくるだろうと思いますし、それから、もう目に見えて進んでいるなど、前に向いているなどというふうに感じれるような施策なり、あれを感じれるように、町民の方にも感じれるようにしていただければと思います。よろしくお願いします。

続きましてですね、明和町ですね、観光資源としての国史跡齋宮跡、祈る皇女、齋王の都、齋宮について、ちょっとお伺いしていきたくと思います。明和町はご存じのように、勿論これは皆さんよくご存じですけど、日本遺産に認定されて、今月の26日には竣工式、観月祭、わいわいフェスティバルなどが行われ、いよいよさいくう平安の杜がスタートしていきます。

日本遺産といえばですね、今年18箇所が認定されて、2020年までに全国で100箇所程度の日本遺産が誕生します。そして、日本遺産よりも世界遺産が、現在ユネスコのホームページ上で確認しますと、日本の世界遺産登録数は19、文化遺産が15、自然遺産が4というふうになっておりました。

日本遺産と世界遺産、世界遺産のほうは一言でいうならば、文化財、文化遺産の保護を目的とします。一方で日本遺産は、地域に点在する遺産を面として活用し、発信することで地域活性化を図ることを目的としているというふうにありましたが、日本遺産に認定されると、認定された当該地域の認知度が高まるとともに、今後、日本遺産を通じたさまざまな取り組みを行うことにより、地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化にも貢献し、ひいては地方創生に大いに資するものとなるというふうにありました。

いずれにしろ、日本遺産も世界遺産も年々増え続けるわけですが、数年のちには、もう日本全国遺産だらけで、足の踏み場もないぐらいというふうになります。この間も行政チャンネルを見ておりましたら、有彌中のかんこ踊りが明和遺産というふうにテロップが出ておりましたけども、あっちこっち遺産ということは、あまり遺産が多すぎて、遺産と言われても、もう国民も

反応しないようになるんじゃないかなと、そういう心配もされますが、そこで、祈る皇女齋王のみやこ齋宮を、地方創生に大いに資するために、今後、増え続ける遺産群の中で、観光プランをどういう観光プランをお持ちでしょうか。

また、観光資源として観光客の受入体制はいかがでしょうか。この明和町に車でお越しになる方、玉城インターなり、23号線からなり、以前の県道からなりですが、どういうふうにアクセス道路がずっと来れるのか、来れるようにするのか。また、今後、今、工事中ということになりますが、地域交流センター辺りがメインの駐車場となるのかなとは思っていますが、駐車場として何台ぐらい収容できますか。

つまり何人の観光客を受け入れることができるのかということですね。それから、アクセス道路の看板など、今後どういうふうに設置していかれるのでしょうか。

国史跡齋宮跡というのは、文化庁による厳しい、厳しいというのが妥当かどうかはあれですが、規制があるようで、とても民間企業が進出できるような場所ではないと思われま。

これ民間企業とあえて言いましたのは、こういうことも言われるんですね。町だけああしよう、こうしようとしとらんと、民間を呼んできたらいいやなかというようなアドバイスをいただくんですが、いやちょっとそれもなかなか難しいんですわということを、またいわざるを得ない状況ですし、今回、祈る皇女齋王の都、齋宮として、日本遺産という観点からみると、齋宮跡以外でも祓川や竹川の花園とか、孝子女皇の墓だとか、大淀のみそぎ場跡、業平松、笹笛のカケチカラですか、発祥地などがあります。

となると、齋宮跡だけに限らず、明和町全体としてのビジョンなどあれば、お聞かせいただきたいということです。そうですね。それと、これも以前から言われていると思うのですが、私もちよいちよ先輩議員の方からも聞かせていただくんですが、国史跡齋宮跡だけに限らず、観光拠点となる場所を

近くに設けて、国史跡齋宮跡が規制が厳しいのなら、それ意外に観光拠点を設けて、そこから観光できるような体制をとってはどうかということも、よく聞かせていただくことがあります。

それも含めて、町として今後、齋宮跡を観光資源として、どういうふうにご利用し、また明和町全体をどういうふうな観光地として、つくっていかれるのか、プランをお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（辻井 成人） 山内議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 山内議員のほうから、日本遺産に絡んでいろいろとご質問をいただきました。ご案内のように、今回の日本遺産は世界遺産と違って、先ほどご指摘いただきましたように、いろいろなその地域に残る文化財、あるいは伝統、そういったものをまとめて、まとめてというとおかしいですけど、1つのパッケージとしてという形の中で、明和町の場合は齋宮、齋王、これが1つ大淀とかですね、言われたように下御糸とか、いろんなところに、そういう関連する文化財等々があるわけでありますので、今回は12のいろいろなものを取り上げた中で、1つのパッケージという形で認定をいただいたということですが、認定をいただいたということは、本当に最初ということもございますが、大変我々としても心強いし、また、これから何とかしてかないかなという新たな思いで、取り組んでいるところでございます。

明和町の知名度アップというのには、一番の有効な取り組みかなというふうな思いをしておるところです。ご指摘がありましたようにですね、今まではどちらかという、齋宮、齋王、齋宮跡だけにスポットをあてて、我々自身も事業展開をやってきたわけでありますけれども、今回の日本遺産というのは、それだけではなしにということですが、我々としては業平松、先ほどおっしゃっていただいたように、大淀にはおのの港のみそぎ場もありますし、白砂青松のなんていうんですか、海岸もまだ残っておりますし、そうったところをですね、言われたように、こっちの拠点もあるけども、も

う1つこちらの何ていうんですか、大淀のほうにですね、そういったカケチカラも近くにあるわけですので、1つの拠点をですね、もう1つの拠点をそういった形の中でつくってあげればというふうに思います。

そのことが、史跡全体、町全体の先ほどから言われております盛り上げとか、発展につなげていける要素になるのかなと、そのようなことを実は考えております。

ただ、これからどのようにですね、先ほどいろいろご質問いただきました。詳しい話はまた後ほど担当課のほうから、話をさせていただきますけども、我々としてはせっかくの機会のこの日本遺産の認定ということで、多くの今回、団体の方にも構成をいただいてですね、日本遺産の魅力発信推進事業というのを組み立てましてですね、いろいろとこれから事業を展開していこう。今年の場合は特に情報発信というのをですね、認定いただいた、まずバード整備やないかということではなしに、一定の整備もされつつあるわけですので、我々としてはプロモーションビデオとかですね、アプリとか、来ていただく方にいろいろな情報が即座に提供できるような、そういう取り組みを行っていきたくと、そのように思います。当然、案内看板とか、そういったものも必要だというふうに思います。

町が実は基本的な考え方というのは、齋宮の実物大の建物の復元を、県に要請するときですね、実は齋宮跡を核とした町の活性化の基本的な考え方というのを、まとめさせていただいて、その中にはいわゆる齋宮もしかりですが、いろんな文化財がありながら、町民の方にあんまり知られてないとかですね、理解が得られてないとか、そういうような自治会での話し合いというんですか、訪問していろいろな意見を聞かせていただいたときにも、あれは例えば、離れていますと、あれは齋宮だけのものやないか、俺とは関係ないというような厳しいご指摘もいただきましたので、これではせっかくいろんな、これから投資をして町の活性化につなげていこうという思いの中ではですね、なかなか理解が得られやんなど。

そういうようなこともございましたので、何とか町民の皆さんにも理解を得る、そして、これから今、地方創生のお話も少しいただきましたが、地方創生の中で取り組んでますのでは、やはり斎宮、斎王、なかなか伊勢の方でもですね、斎王祭そのものも知っているのかというたら、いやと、こういうようなお話もいただきますので、我々としては観光という言葉を使う以上は、それらの動きというのがですね、どういうふうな形であるのかどうかということで、今、地方創生の中で観光動向調査というのを、やらせていただいて、いろいろな皆さんの意見を集約をさせていただいております。

その中で観光ビジョンのお話をいただきましたが、今、観光振興計画というのものもあるわけでありましてけれども、改めてですね、そういった意見も集約しながら、日本遺産あるいは来年のサミットもありますし、国体もありますし、どういった形でこの明和町の活性化につなげていく、1つの観光施策、これをどのように展開していったらいいのかということで、改めて実は見直していく必要があるだろうというふうに思っておりますので、私としてはそれらを踏まえた上で、新たにもう一度皆さん方に、これからの将来の明和町の在り方についてですね、ご提案を申し上げてご検討いただく機会を、是非もうけていきたいと、そのように思っております。

何はともあれですね、斎宮と関連の深いものというとはですね、町内だけではなしにですね、多気町さんにもありますし、松阪市さんにもありますし、旧の小俣町にもございますので、これらについてはですね、やはりもっともっと広い範囲で、やはり広域的な取り組みというのが、必ず求められてきますので、私としてはとにかく伊勢志摩定住圏とか、あるいは松阪での定住圏の構想、連携ですね、そういったものにも力を入れながら対応してまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

観光客の受入体制、あるいは駐車場、それから、案内看板等につきましては、ちょっと担当の方から説明をさせていただきたいと思ひます。

○議長（辻井 成人） 斎宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（西口 和良） 失礼をいたします。

それでは、私から観光資源としての観光客の受入体制等について、お答えをいたします。まずは町観光拠点の核であります史跡齋宮跡への来訪者の受入対策といたしまして、歴史的風致維持向上計画事業によって、史跡周辺の歩道整備、誘導案内板の設置や近鉄齋宮駅北側の改札口の開設、それに隣接する休憩所の設置などを行ってきました。

そして、今年度は齋宮跡東部整備地北側へのトイレや大型バスを含む駐車場の整備等を行っているところでございます。

それから、次に来町者への駐車収容台数ということでございます。齋宮跡中心になりますが、駐車収容可能台数としまして、具体的に概数ではございますが、数字をいわせていただきます。まず齋宮歴史博物館北側駐車場で普通車140台と、大型バス10台。博物館の南側駐車場で80台、いつきのみや歴史体験館西側40台、齋宮跡休憩所駐車場40台、ロマン広場の北側のスペースで200台、齋王の森駐車場25台でございます。

そして、本年度、新たに整備を予定いたしております齋宮跡休憩所南側に60台、さいくう平安の杜北側に乗用車60台と、大型バス5台。また平安の杜の東側の用地には60台が収容可能ということになり、これらを含めると収容可能台数は合計で約700台というふうな数字になります。

それから、次に国道ほか主要道路から、齋宮跡への道路案内標識の整備についてでございますが、これにつきましても、歴史的風致維持向上計画事業で実施いたしました史跡活用調査に基づき、平成25年度から順次取り組んでいるところでございまして、現在までに4基を設置をいたします。また、本年度2基を設置する予定でございます。

今後もこの調査に基づきまして、来訪者を目的場所まで安全かつ効率的に誘導できるよう案内標識の整備に努めてまいります所存でございます。

それから、最後に電車での来訪者への案内板などは万全かということでございます。これにつきましても、齋宮跡に電車で訪れる方のために、今年の

3月、近鉄斎宮駅北側に改札口と史跡公園休憩所をオープンしたところですが、電車利用者の案内対策といたしまして、今年度事業で駅の出口付近に、斎宮エリア全体の総合案内板の設置を進めておるところでございます。また、史跡内、体験館とか、ロマン広場、博物館周辺になりますが、各施設をわかりやすく回遊していただけるよう、歩行者用の案内標識12基は既に設置をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

山内議員。

○1番（山内 理） ありがとうございます。

町長から明和町全体、大淀方面も直ぐの話ではないでしょうけども、拠点を立て、いろいろな明和町全体としてのあれをしていきたいというふうにおっしゃっていただきました。是非そのように願いたいと思います。

それと、今、考えたら私、国体のときもそうでしたけど、駐車場とトイレのことしか言ってないんですけども、先ほど駐車場も全部で700台というふうに言っていたんですが、現実問題、斎宮跡へ入ってくるとですね、それこそ斎宮の斎王の杜のところにもあるんですね。少しずつ、少しずつ。

そやけど、一般の方、あれわからないんですね、これ停めるにも。博物館は北側、南側とはっきりしていますので、来られたら停めるでしょう。ところが他のところでは、わりと駐車場として小さく点在しているので、わからないので、おそらく先ほども言いましたけど、交流センターができれば、その辺がメインなのかなと。

それでこうやって足していくと、全部で700台あるんで、十分かなと思うんですけど、わからない部分がたくさんありますので、実際700台は使えないということですので、その辺もまた一度頭に入れて考えてください。

まず道路なんですけど、これはまたこれも大変なことなんで、一概にいえ

ないんですけど、できたらやっぱりバイパスからスッと来れる、玉城インターからズッと来れるのが望ましいんですけど、そういうのていうのは、どうなんですかね。

将来はあるんでしょうけども、でも、今これ非常に難しいんですが、できたらそういうのも、どの程度お考えなのか、今おっしゃっていただける範囲で結構ですので、その辺も含めて教えてください。

ついで駐車場と私が対にしていますトイレなんですけども、やっぱりトイレが少ないんですね。どう考えても。高齢の方が多いんですけども、交流センターのところにトイレがありますね。それから10分の10、それから、ずっと歩いていくと当然、体験館はあるんですけども、体験館の中までわざわざ入って行ってトイレはしにくいので、休憩所になるかと思うんですけども、まあまあそこまでは何とか行けるかなと。今度はそこから博物館までの道に、芝生広場がありますよね。あづまやかなんかつくってありますので、あれはあづまややないんですね。あの辺に何かあれば、高齢の方のおトイレが、これ変な話ですけども、観光協会が時々、今の観光協会もトイレを貸してくださいと、みえる方がみえるので、やっぱり高齢の方というと、トイレが非常に大変ですので、またそれも一度考えほしいんです。

考えるだけじゃなしに、それが可能かどうか、今わかれば一緒に教えてください。

それと、全協のときにもお聞きしたんですが、私自身もショックやったんですけど、4月に日本遺産に選ばれたというふうに、マスコミに大々的に言われたんですけども、さぞかし観光客が増えておるんやなど、非常に楽しみにしてましたら、やっぱり全然、増えてないので、これはどういうことなんやろなど。

今後、先ほど町長の答弁にもありましたけど、プロモーションのVTRやら、アプリやら、それから特番やらというご予定があると、この間お聞きしましたけど、それしてどれだけ、あの放送、ニュースで流れた時点で、まった

く増えてないですね。今後、そういうマスコミ関係も考えていかないと、単純に放送したから、あれしたからというのは難しいかなと。

とにかく私自身もショックでしたので、増えなかった、ニュースで言われて、現実が増えてないという事実、これはどういうふうに皆さん捉えてらっしゃるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 山内議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 駐車場ですね、まずはわかりやすいようにということでございますので、これは今後、案内看板等を含めて考えていきたいと、そのように思っています。

それから、アクセス道路なんですけども、おっしゃるように玉城インターから直接ということになってきますと、中央線を通ってという、この役場の前を通ってという、そのルートしか今のところない。本当は鳥羽松のところから直接こちらへ入っていけるルートもあるんですが、少し竹神社のところ、こう道になっている。なかなかですね、土地を分けていただかないと、スッと入れないという部分もありますが、できる限りですね、これからそういった協力がいただけるかどうかは、地元の人たちにまたお話もさせていただく中で整備をしてまいりたいと、そのように思いますが、ただもう1つは23号から直接、やはり1つの大きな目印がイオンモールもありますので、それからという形の中では、どうしても坂本の中が、道が広がらないというのが現実ですので、ご案内のように広域圏道路を今、整備しておりますが、バイパス的なものをつくる中で、何とか直接的に博物館のほうに乗り入れることができないかどうかという、そういう思いでですね、計画だけは一応させてはいただいておりますけれども、これもまた地元の方のご協力も必要ということに相成ります。

トイレの考え方はまた担当のほうで、ちょっと。

もう1つはニュースでいろいろと取り上げていただきました。当日の夕刊にはトップで、実は第一面で報道はしていただきました。その中で、我々も

ですね、それなりの期待をしておったわけではありますが、ご案内のご指摘のとおり、なかなか増えてこないという部分がございます。やはり、日本遺産そのものですね、なかなかちょっとわかりにくい部分も、実はございますし、マスコミもですね、なかなか正直いって、世界遺産ほどは取り上げてくれないという部分もございまして、というのは一重に宣伝不足というか、PR不足ということにつけるのかなというふうな思いであります。

観光協会、うちの齋宮跡もですね、伊勢神宮の外宮さんの前では、いわゆる楽市というのが開かれますので、その時にめい姫も動員しながら、チラシを配って齋宮への誘客ということですね、やっているわけではありますがけれども、なかなかその時にチラシにですね、お越しいただいたせつには、粗品を贈呈しますというような、ちょっとプレミアを付けてですね、チラシを配っておるんですけども、それをもってまた齋宮へ来ていただくという方は、本当にごくわずかでございますので、これはやはりもう少し情報発信そのものにですね、ご指摘がありましたように、マスコミも使いながら、いろんな機関を使いながらですね、もっともっとやっていく必要があるのかな。その一言につけるんではないかなと、そのようには思っております。

従いまして、日本遺産の魅力発信事業、それらを通じてですね、もう少しそういった面に力を入れていきたいと、そのように考えております。

○議長（辻井 成人） 文化財保存活用監。

○文化財保存活用監（中野 敦夫） 失礼します。トイレの件でございますけど、平成25年のときに、歴史的風致維持向上計画事業で史跡の活用調査というのをしております。その中で回遊ルートとか、それから、駐車場・トイレ、どういうところに設置したらという考え方が出ておりますので、回遊ルートですね、散策道の整備とともにですね、ポケットパークとか、そういうものも計画しておりますので、順次、そういう計画に基づいて設置していきたいと考えています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

山内議員。

○1番（山内 理） ありがとうございます。口で言うのは簡単ですけど、いづれにしてもそれを実現していく。また観光客を実際、増加させるなんていうのは、直ぐに簡単にできるわけやないんですが、一生懸命考えてまたお願いしていきたいと思います。

これやっぱりですね、確かに斎宮跡課さんも非常に頑張っておられると思いますし、あれなんですけど、ただ最後に、観光客やお客様というのをですね、さっき国体のときも言いましたけど、おもてなし、おもてなしですけども、やっぱりおもてなしというのは、おもてなしする側がするんですけど、その是非はおもてなしされる側が判断されますので、そこにこうやから一生懸命やってまんねんって言われたって、お客さんはそんなもん何それと言われてたら、それでちょんの話です。だから、そのところを十分理解してやっていかないと、ついつい今、文化庁とかいろんなところとの折衝なり、いろんなことでぎりぎりのところで、やっているのは、よく側にいてわかるんですけど、でもお客さんにしてみると、そんなことはまったく関係ない話で、そんなこと知りませんので、ただ斎宮跡にみえて、良いか悪いか、また来たいな、もういいと思うか。イエスかノーかどちらかですので、最後にですね、よく皆さんが口癖のように、決めセリフでおっしゃるじゃないですか。何事もご理解いただきますようにと、よく皆さんおっしゃるんですけども、やっぱり観光客や一般の方は一切理解してくれませんし、もう差し出したものが、良い悪い、それだけしかないですので、そのところをもう一度、肝に命じてやっていく必要があるのかなと。

これ民間では私もそうでしたけど、みなお客商売というのは、みなそうなんです。こちらがどれだけ努力しようが、しようまいが関係ない。良いか悪いか、それだけですので、それで判断されますので、厳しいといえれば厳しい。またはじめからそこに身を置いておると、そんなもんやとってますので、

またそれはそれで気にもなりません。

だから、今回、マスコミあんでだけでも、増えなかったというのは、正直本当に、私自身もショックやったし、観光協会もそういう話をしたんですけど、やっぱりもう一度どうやったらいいのか、真剣に考えていかんと、いかなとつくづく私らも思う一人です。いろんな大変な、言うは簡単、行方は難しのことばかりの質問でしたけども、国体の総合運動公園的などころ、それから、もしくはまた観光ビジョンのところ、斎宮跡・斎宮跡以外のところでのいろんな発想プランを聞きましたので、是非ともそれを実現できるように、なるべく早い時期に実現して、お客さんがイエスと仰っていただけるような町にしていきたいと思えます。

これで、これを最後に要望としまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、山内理議員の一般質問を終わります。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

（午前 10時 24分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 35分）

10番 北岡 泰 議員

○議長（辻井 成人） 2番通告者は、北岡泰議員であります。

質問項目は、「ICTの利活用」、「教育施策の充実」の2点であります。
北岡泰議員、登壇願います。

○10番（北岡 泰） 10番北岡。よろしく願いいたします。議長より登壇のお許しをいただきましたので、2点について質問させていただきます。

まずICT、情報通信技術の利活用について、お伺いをいたします。総務省によりますと、平成25年度版、情報通信白書に、平成24年度末の情報通信機器の普及状況で、携帯電話、PHS及びパソコンの世帯普及率は、携帯電話、PHSは94.5%は、パソコン等は75.8%となっております。また、携帯電話、PHSの内数であるスマートフォンといわれるものは、49.5%と、今、急速に普及が進んでいます。

全国の各地方自治体などでは、自治体が直面する課題の解決に貢献し、地域住民にとって役立つ、このスマートフォン用のアプリ、またウェブアプリを開発しています。主に地域情報、観光、防災、健康福祉等、地域の活性化や安全・安心に資するものとして、便利な情報を住民及び観光で来る人などに提供しています。

明和町でも今カザシティというアプリを活用して、観光の方に活用していただいておりますが、先進的な部分では、まず東京杉並区では昨年1月6日から、ごみだしマナー向上のため、同区のキャラクターなみすけを利用した、多機能携帯電話、スマートフォン向けアプリ、なみすけのごみだし達人マスターというのを東京23区、先進的な東京23区の中でも、初めて無料配信をされております。

このアプリは私ども公明党区議から、区内に住む若者の要望を受け、2012年9月の決算特別委員会で、ごみだしをわかりやすくする、スマートフォン

用アプリの作成を提案しておりました。スマートフォンの所有率が高い若者を主なターゲットとして、ごみだし日のお知らせ機能や、ごみの日カレンダー、捨てたいごみを検索すると、分別方法がわかる、ごみ分別辞典などの機能があるというふうに言われております。

これ以外にもこのアプリを活用した、住民向けの行政サービスや観光誘致など、さまざまな今、アプリが開発をされています。少し紹介をさせていただきますと、先ほどの杉並区のアプリでごみだしマナーや、それともう1つは防災アプリケーション、既存の防災マップなどの情報、地図情報と文字情報を事前にダウンロードし、災害時の電話回線などの乱れや、通信状況に関係なく避難場所や避難行動情報を確認することができるというものでございます。

また大阪市の交通局では、スマートフォンアプリを使って、大阪市バス接近情報というのが使われております。これは利用客がはじめて訪れる場所や、地理に詳しくない場所でも、スマートフォンのGPS機能を使って、近くの停留所を表示する機能や、バス接近情報がスマートフォンでも利用できる便利機能があるそうです。

先ほど町長が言われておりましたように、岐阜県のそういう清流国体ですね、これに使われておりましたのが、岐阜県が実施する緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した人材育成事業の研修生が、研修の一環として、岐阜県に関するアプリというテーマから、この岐阜清流国体に関するアプリを企画開発しとる。これがみなもアプリという情報だそうです。

また京田辺市では、 아이폰を使って、一人で初めて来訪した外国人の方でも迷わず安心して町歩きができるをテーマにした、パンフレットではできなかったスマートフォンで活用できる観光案内ツールを活用されております。

また、愛媛県の松山市では総務省の平成24年度補正予算ICTまちづくり推進事業というのをを使って、スマイル松山プロジェクトの観光、防災、IC

IT事業で開発をしたスマートフォンアプリ、スマイル松山俳句&安心ナビと
いうのを開発されて、位置情報と連動した観光情報の表示や、俳句作成、ト
ーク閲覧機能を持つスマートフォンアプリだそうです。また、災害時には、
避難支援や安否確認を行える防災支援アプリとして活用されております。

愛媛県の新居浜市では、平成25年9月1日からスマートフォン用のオリジ
ナル無料アプリ、新居浜インフォを提供し、この行政情報をスマートフォン
で配信しています。これは特に進んでおりまして、行政からのお知らせ、緊
急情報、災害情報、休日夜間診療、イベント、ごみだしカレンダー、防犯情
報、火災情報、避難場所、これナビ機能があるそうです。また、お天気カメ
ラや交通情報、アンケート等を活用することができるようなアプリ、非常に
行政としては多様な活用ができるようなアプリだそうです。

今、説明をさせていただきましたように、明和町でこれからしっかりとさ
まざまな面で活用するための開発を進めるうえで、紹介をさせていただきました
けれども、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

あとまた総務省では、ICTふるさと元気事業というのを平成22年に開始
をしておりまして、地域の安心・安全を提供する公共サービスの維持向上を
実現するため、地域情報プラットフォームを基盤にした、携帯端末スマートフ
ォンを活用したサービスアプリケーション開発と、またその開発の人材を育
成し、ICT分野の新ビジネス創出と、新規雇用を創出することで、公共サ
ービスの支援や自治体費用負担の軽減を目的としたスマートフォンを活用し
た公共サービス向上とICT人材育成事業を推進するとして、事業イメージ
を提示されております。

このように本事業は、主にNPOが主体となった事業として、新しい雇用
の創出も目的としていますが、自治体がNPO法人に委託、または協力し、
アプリ開発の人材育成を図りながら、携帯端末、スマートフォンを活用した
公共サービスの提供を行うものですが、この点につきましても、人材育成と
いう面で町長にお伺いをいたしたいと思っております。よろしくお願いをいたしま

す。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 今、北岡議員のほうからアプリを利活用した住民向けの行政サービス、これをどう今後、展開していくのかということで、ご質問をいただきました。このアプリを利活用した住民向けの行政サービス、先ほど他の市町のですね、いろいろな行政サービスご紹介いただきました。ご案内のように、スマートフォンやあるいはタブレット端末を使ってですね、自治体サイトへいろいろな住民情報をするアクセスというんですか、それはすごく増えてきているというふうに感じておるところであります。

入札などの部分につきましては、パソコンからのいろいろなやり取りが企業経営では、そういった利用者が多いのかなというふうに思うんですけども、住民の多くはやはりスマホやら、そういったところからの情報入手というのが、今、主流になってきているというふうに思いますので、住民情報サービスの分野で、これは我々が提供するの、我々のホームページ、これからの入手というのが重要というのか、主流になってくるといふふうに考えておりますので、さまざまな利用者の皆さんが、情報をやっぱりわかりやすく入手できるような、そういう取り組みが必要というふうに思っております。

現在、町ではですね、この地方創生の1つの取り組みとして、ホームページのリニューアルを、今、作業を業務委託して進めているところでございます。当然ですね、スマートフォンのサイトについてもですね、それようなスマートフォン用のオリジナルのサイトを、やはりきちっと設けてですね、そして、ご指摘がありましたように、防災、それから子ども・子育て、それから日常生活に必要ないろいろな情報をですね、できれば盛り込んでいってですね、専用のサイトを導入するようにですね、そのこともあわせて検討してまいりたいと、そのように思っております。

観光アプリについては、先ほどご紹介いただきましたように、伊勢の商工会議所さんにお世話になって、伊勢志摩の中に組み込んでいただいて、カザ

スシティーということで、既に取り組みはしておるんですけども、それだけではなしに、先ほど来、お話がありましたように、日本遺産の関係もありますので、観光の専用サイトもですね、是非、設けていくような形で、旅行者の皆さんにいろんな利便性が図れるように、取り組んでいきたいと、そのように思っております。

あわせて今いいましたように、ツイッターとか、フェイスブックとかですね、そちらのほうにも対応できるような、そういう取り組みも是非、考えていかなければならないということで、担当の方でそこら辺、私らあまり苦手な部分もございますけれども、若い人たちが使いやすい、そういう画面にしていくための取り組みを進めていただいておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう1点、質問いただきましたが、受け皿となるNPOが、この近辺にはないということもございませぬので、ホームページのリニューアルとか、そういったスマートフォン専用ページを設けることによってですね、そういう中でさまざまな活用を図っていききたいと、そのように考えておきませぬけれども、やはり人材というのは、どうしてもそれなりに専門の必要性があるわけでありませぬが、職員の中で養成するの、あるいはご紹介いただきましたような形の中です、そういうことを専門にやってくれるNPO法人等々があればですね、我々もそのことは検討というか、委託をしていく方向もとっていかざるをえんのかなと、そのように考えておきませぬので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

現段階ではちょっとそういうふうな委託をする団体が、ちょっと見当たらないということで、この近辺にですね、見当たらないということで、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませぬか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 是非、推進をしていただきたいというふうに思います。

ちょっと先ほど、話しませんでした、あとからまた、W i - F i ステーションというのが出てくるんですけども、今、国のほうは観光防災W i - F i ステーションという整備事業を、27年度はだいたい2.5億円みておるそうなんですけども、広域W i - F i、ようするにそういうどこでも情報がとれるという、来年のサミットに向けて、志摩市の市長さんがですね、こういう整備をしたいんですけども、県のほうは応援してくれんのかみたいな要望を出してみえましたが、国のほうもしっかりと用意をしておると思います。これも、どんなところへいってもですね、そういう情報がとれるというための1つのツールでございますので、是非それも含めてですね、進めていただきたいと思っています。

これもですね、直接、役場本体にくるわけではなくて、役場本体にもきますけども、第三セクターとかさまざまところが活用できるというふうになっておりますので、1つこれも含めて、これから観光拠点をつくっていきまますけども、そこを中心にしてですね、情報発信をしたりですね、さまざまな取り組みをしていただければなというふうに思いますし、昨日、原稿には書いてなかったんですけども、日本農業新聞9月8日、火曜日に載ってましたけども、J A熊野うきの営農指導員の方がですね、タブレットを活用して営農指導をしようみたいなことが、どんどん動き始めておる。これも農地で使おうと思っても、そういうものがきてないと、なかなかどこでも活用できるというもんじゃないし、通信料がかかったりします。W i - F i をきちっと明和町中に普及をしておければですね、これも活用してJ Aさんも営農指導ができるような、そういう取り組みが始まっておりますので、これも参考としながら、是非、人材育成にも取り組んでいただいて、明和町自体がこういう整備が進んでいるんだということになればですね、また、こういう人、人材を望んでいますよという情報発信をしないと、回りもじゃあやってみましょうかという話にはならないと思いますので、是非、取り組みを始めながら

情報発信をする。走りながら考えるという、町長の得意な部分だと思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

次にいきます。教育施策の充実について、何点かお伺いをしたいと思います。すいません。項目が多いもんですから、時間切れになりましたら、次の機会に回したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず1点、福井県方式の教育内容について、ご紹介しながら教育長、町長の考え方をお伺いしたいと思います。福井県は皆さんご存じのように、全国学力調査、平成19年度から27年、連続小中学校ともに常に1位ないしは2位の結果を出し続けています。

こういうこともありまして、三重県の鈴木英敬知事も福井県まで、わざわざ行かれて視察されているという報道がございました。福井の高学力の謎というNHKの番組がございました。番組では、高学力の鍵ってというのは一体なにか。これもNHKが分析するのもそうなんですけども、他県の学校の先生が福井県に直接それぞれ入って行ってですね、その学校の取り組みをずっと調べて、それを1つの番組にしているということでございました。

何点かにこの高学力の鍵として分けてまとめられておりましたので、ご紹介をしたいと思います。まず第1に教師の連携というお話でした。1人の教師が一般ですと、1学年をずっと皆さんが持つという、なんか流れになっておるかと思うんですけども、ここの福井県の場合は全学年、例えば1人の先生が1年1組、2年2組、3年3組というふうな授業をもちまして、週に一度担当教師全員が、教科会の会議で生徒のつまずきポイントや完全策を確認チェックをし、生徒の中学校3年間を通じた指導方法や、授業の質を高めよりよい教え方を模索する。また、先輩教師のとの意見交換や授業の見学を行うことにより、教師の育成の場にしておるといふ。また教師同士のノウハウを共有し、これらがすべての教科で行われているということでございました。

第2に、小中連携で指導力を高めるといふ点でございます。小学校の教師の得意、不得意学科をなくす連携を、例えば化学の実験などを通じながら行

い、中学校教師は小学校での学びの内容などを見ることができ、生徒の習熟度確認等、参考にもできるそうです。

なお、福井県では教員免許を小中両方得ている教師が非常に多く、小学校では中学校免許ありが88%、これは全国平均は62%だそうです。また、中学校では小学校免許ありが86%、全国平均25%というふうになっておるそうです。教師が小中両方とも勤務ができ生徒の小中9年間を通じて、この成長を見守り指導することができるようになってきているため、この連携も非常にスムーズに行われているようでございます。

第3に、毎日宿題の山。これはすごいなと思ったんですけど、やり切る福井っ子、ほとんど毎日それも7種類の宿題があり、必ずやり切って提出するよう、当たり前のようにそれが行われている。また、授業終了後、全員で校舎の清掃を無言清掃を10分間というふうにして行い、集中力を育て、学力向上につなげている。これは無言で行うということによりまして、自分と向き合う、こういう時間になるそうです。辛いことを耐えられる子どもは、勉強自体も辛いことではございますので、逃げないようになっていく。そういう教え方だそうです。

第4に、家庭でも学力向上のサポート、福井県は共稼ぎが多いんですが、祖父母の見守りが宿題達成の鍵となっているそうです。時にほめ、時には手助けをして、家庭学習の手助けをしてもらえるようです。また、自宅では父母が主題の仕上げを一緒に行い、連絡帳に宿題の一覧が必ずついているために、チェックを行ったうえで署名をするようになっている。親の姿勢が子どものやる気を育てているようです。学校と各家庭がしっかり連携をしながら、地域の子どもを育てており、大人のぶれない価値観とともに子どもとの上手な距離感をもって、育っていくことの大切さを示されておりました。

テレビ番組以外でも、さまざまな出版物が出ております。取り寄せてみましたが、福井県の学力・体力がトップクラスの秘密、いろんなものが出ておりますね、福井県を中心に。これが学力向上の陰というふうになっておる

そうですが、以上述べたようなこの福井県の取り組みにつきまして、三重県の現状と比較しながら、町長、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

また町長が小中連携というのを、よくこの前からいわれるようになりましたよね。総合教育会議とか進めるために。三重県なのか、明和町なのかわかりませんが、小中両方、資格をもっているという先生のパーセンテージがもしわかっておれば、お示しをいただきたいと思います。よろしく。すいません。はじめに出してないので、わからなかったら結構です。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 福井とか秋田とかね、そこら辺のところが学定の成績では優秀というふうにお聞かせをいただいております。実は先日、県の町村会がございまして、県の教育長といろいろお話する機会がありました。

その中で、ここでもご指摘いただいておりますように、県の教育長の考え方としては、やはり学校内での先生方の連携とかですね、そういったものが非常に重要になるというような話で意見交換をさせていただきました。といいますのは、校長先生がですね、それぞれの教室に本来まわって、どの程度の授業をやっているのかということなんです、正直なところそれだけでは本来、何ていうんですか、どういう教え方をしとる、学力を上げるための努力をしとるって、わずか行っただけで、そんなんわからないというふうな思いも申し上げたところでございます。

それと、この中でご指摘いただいた家庭での学習というのがですね、正直なところ振り返ってみて、それだけ福井のように、きちっと明和町、三重県下の多くの市町の部分で、重要視されてやっているかどうかということについては、非常に疑問やなというのがありました。子どもたちに、ゆとりをとということとかですね、そういうものがあってということの中で、宿題詰めがいいのかな。逆にいうと塾に通う子もたくさんいて、子どもたちに今、逆にプレッシャーをかけすぎるんとかちがうかなというような意見の交換もさせていただきました。

町内の実態がどのようになっているかというのは、私、正直なところ把握はしてございませんけれども、そういうようなことの中では、やはり取り組み方が福井県と三重県では差があるというふうに感じております。詳細は教育長のほうからいろいろお話があると思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（辻井 成人） 教育長。

○教育長（西岡 恵三） 福井県の高学力の秘密というのが、ずいぶんと明らかになりつつあるんですが、いわゆる1つ三重県と大きな違いがあるというのは、やはり教員の授業力アップに、授業力を向上するときに、やはり福井の場合は県からの指導がぶれないんですね。計画的にずいぶんとしっかりした考え方の中で、市町村の教員の中へ入っていつている。

そして、そういう中身があります。三重県の場合、十数年ぐらい前に、行政改革の中で、地方に教育事務所というのがありまして、県の出先がありました。そこに県派遣の指導主事がありまして、所長があり、1つの課をもちながら県自体の行政改革の中で、教育事務所だけなくしたんです。県民局は名前かえてあるし、土木の方は土木事務所もありましたし、松阪庁舎にきちっとそういう教育畑のしっかりした組織があったんですが、それは三重県の場合はなくなりました。福井はそれをずっと堅持して、県の指導主事から地方の事務所の指導主事、それから町、市の指導主事というんが、行政、学校に直接的に一環したぶれない教育の方針、県の方針が伝えられるという組織的なものがきちっとあるわけですね。

三重県はそれがないので、この間、知事が聞かれたときに、びっくりしたんだろうと思うんですが、今年から熊野、尾鷲のほうに派遣の指導主事を県から送り込みました。また、もう少ししたら、そういう改革ができてくるんじゃないかと思うんですが、それが1つの大きな流れの中で、十数年、学校の教員と県の指導主事というのが、ずいぶん遊離していたというのがあります。町もそうですね。

明和町としてはこれを何とかしないかんという中身で、3年前から学校教員の割愛をお願い、お願いというよりもさせていただきまして、指導主事を一人おきました。郡の明和、多気、大台でも1人、多気教育主事というのをおきまして、随分とその面の学校へ入っていける状況をつくっております。

その中で徐々に県のほうは、知事の言っていましたし、その前には指導主事も半年福井県へ出向いて、勉強しておりました。その成果を昨年からずいぶんとやり始めているという中身です。福井は高学力、ただ福井の教育委員会、教育長、東海北陸町村教育長研究協議会というのがありまして、私も出かけられるときがありますので、話を聞いて、当たり前のことを当たり前にとやるとんやという話です。実際問題としては。

その点の指導がぶれない指導の考え方というものが1つあるんじゃないか。これは昔からですし、それと家庭教育の面ですけれども、福井県では昔も今も地域ぐるみ、家族ぐるみの地道な取り組みを続けてきたという家庭教育力の高さがずっと維持されているというのも、大きな特徴であるし、子どもたち、これは文科省が早稲田大学に福井と秋田の特徴というんか、なぜ学力があるかという中で、福井も共通しておるんですけども、本当に家庭の教育力に均質な高さがあるということ。児童生徒は素直さと真面目さを持っているということ。これは昔からの地域的なものなんですけども、その中にもう1つ、これは学校関係の努力した結果だということの中で、教員の先ほどいいました、教員の授業力向上に対する教育行政の積極的で計画的な指導や、支援があるということ。

ということと、それから、秋田の一番強みというのは、学校における管理職と教員の協力関係と教員全員の共通理解に基づく熱心な学習指導やと。いろんな自分が勉強したいと、そういう機関があるという中身もありますし、福井の場合はそれがあって、学校が1つの教育方針をやって、教育実践をやると、その福井の先生、学校は徹底してやるという。効果があがるまで、どこが悪かったんやって、徹底してやっっていけるという土壌というのが、ずっ

と培われているというのが、福井の教育長に聞くと、当たり前前を当たり前前にやっとするのやと。それが教員という学校の先生方の教育に対する情熱というんか、熱心さというのか、それでぶれない、徹底してやっていくんやという中身があります。

私も以前、議員さんが7、8年前にも福井の教育はこんなんやという話をされたときがありまして、明和町の私も学校長、それから教育委員さんと二度ほど福井の学校を視察に行かせていただきました。授業もちょっと見せていただくんですけども、そこでびっくりしたことは、ある中学校へいきますと、これはちょっと案内してくれたのは、地域の保護者、おじいさん、おばあさん、おじいさん方が学校支援ボランティアの人がちゃんと学校に詰めていて、我々いきますと、学校を案内してくれるのは、そういう地域の人が案内する。ここはこんなようなやり方で、昔の学校からこういうふうに変わってきたということを説明してくれます。

それと、もう1つですね、その中学校へ行ったときに、いっしん中学校というんですけど、福井大学の大学院生がその学校に研究のために来て、そして、ナビゲーションっていうんですか、そういう交流をしながら一緒になって、研究に従事しながら、彼らも授業に入っていけるような状況があります。大学との一体感、三重県は残念ながらちょっとそれが、昔、私らのときには、大学、附属小中学校、それから県教委、事務所、それから学校というふうにならずと。附属中学校の教員たちがあとは県教委の指導主事になるんですというルートがずっとあって、ずいぶん厳しく我々はやられたというのが1つあったんで、それをもう事務所をなくしてしまいましたし、そういう組織的なものが、研究組織がいま活躍して、あるんですけども、ちょっときけないような状況。

今はもう学校単位、町単位、市単位、そういう中で活動しているのが実情です。この明和町も今年で6年ぐらい前から、研究実践という公開授業を各学校にしてくれという形で、やり始めまして、今年の10月22日には中学校が、

一般の先生、小学校の先生方に公開授業を、研修発表という形になってくるんです。来年度は明星小学校と、そういう前に3年ぐらい前から取り組みも始めてもらっています。

そういう中で教員がどのようなぶれない授業をしていこうかという中身で、これにうちの指導主事もそうですし、県からの県の指導主事も呼んで、その中へ入っていて、授業研究からいろんな指導と一緒に研究していこうという体制は、今のところちょっとできつつあるというのが現状です。

秋田、福井のことばかり、考える以上、この三重県にあったようないう形をしていきたい。家庭教育についても各学校から、家庭学習の手引きというものを、昨年から出していただけるようになりました。今年の学力学習状況調査の中で、家庭学習をちょっと昨年より随分アップしたって、子どもたちが家庭でどれだけ勉強するか、何時間勉強しますかという調査もあるんで、その中で今年の中3、6年生はずいぶんと昨年よりもパーセントはぐっとあがった。効果があるのかなというふうに思っています。

そういう中で今、三重県の独特の学力向上のための調査というのか、あるんですが、スタディチェックというのがあるんですが、それを昨年よりやりまして、今年は中学1、2年生、それから、小学校は5年、4年、3年までやったかな。ということで、チェックする調査をするようになってきました。

福井は昔から独自の学力向上の調査をやっておりますので、秋田もそうですし、そういう形で三重県もやっっていこうという体制に、去年試行で今年実践的にやっっていこうという形で、徐々には上げていこうという中身でございます。そういうことです。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 再質問ではないんですけども、すいませんね。私の質問

が非常に時間が長いものですから、再質問はあまりしないようにしたいと思いますが、当たり前のことを当たり前にやっているということですね。

今年度、三重県はやっと全体の学力調査で中間地点、平均点にきたというふうな報告も入っておりますので、それが明和町が頑張ったもので、平均点が上がったのか、よくわかりませんが、是非ですね、逆に明和町、そうやって教育長が今まで3年間、いろんな取り組みをされて進めてきた、じゃあうちの町はここまで上がったよという数字が出せるように、自信を持って取り組んで、これからもいただきたいというふうに思いますし、先ほど一番はじめに10数年前の行革ですね、教育事務所がなくなったのが、ある意味、原因ではないかという話がありましたけれども、そういう行革もやり過ぎる、考察をしないで放っておくと大変なことになるということが、今回ある程度わかったなというふうには思います。

お話がありましたように、地域ぐるみ、家庭ぐるみの教育力の向上とともにですね、学校の先生の指導力の向上、これからも取り組んでいていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次にいきます。反転授業の取り組みについてお伺いをいたします。

反転授業とは授業と宿題の役割を反転させる授業形態をいいます。通常は授業中に生徒へ教材を使って、知識や考え方の伝達学習を行い、授業外でその内容の復習を行うことを反復し、学んだ学習内容の定着を図っているということですが、これまでの学校教育で行われた授業、宿題の繰り返しによる学習方法から、反転授業といわれるものでは、自宅でビデオやタブレット端末による教材などを活用し、あらかじめ決められた学習内容を学んでから、学校の授業でその内容に関する確認、さらには共同学習によるディスカッション等を行い、学んだ知識を使う活動によって、この学習能力の向上と学習の総時間量を変革する取り組みといえます。

このような意味からもICT教育の一部として考えてもいいのではないかとこのように思います。また、これまでの授業は教師からの講義が多くの時

間を費やし、学んだ内容をインプットするという機会だったといえます。それに対して反転授業では、あらかじめ学習、インプットした内容を実際の授業で、アウトプット活動というふうに費やすことで、得た知識を自ら使う機会を増やすといったメリットが期待をされています。

反転授業の導入は欧米を中心に、2010年ごろから注目を集めるようになったと言われています。事例数はまだまだ少ないのですが、日本においても幾つかの小中、高等学校、大学で導入をされています。特に佐賀県武雄市では、昨年の2013年11月に、武雄市立たけうち小学校で反転授業の公開授業が行われ、本年、昨年2014年からは日本で初めて地方自治体単位で反転授業に取り組む予定とれ注目をされています。

義務教育過程から高等学校教育、大学と、導入する現場によって反転授業の適切性、また有効性などについて、議論されているところですが、佐賀県武雄市のこの事例など、反転授業の導入について、町長、教育長の考えをお伺いしたいと思います。

またこの取り組みにつきましては、学校内外にインターネット回線や必要となるデジタル教材などインフラが整備されていることが必須となります。これについてはICTを利活用したまちづくりとして、今までもさまざまな質問をしてまいりました。

報道によりますと、文部科学省では、このタブレット、形態情報端末などを使ったデジタル教科書の導入について、検討会議を開催し、2016年度末までには具体的な方向性をまとめるとしております。これまでの明和町におけるICT施設整備の推進状況及び将来的な課題をお伺いしたいと思います。

また明和町全体のインフラ整備としてのWi-Fi整備とともに、これらの財政的な準備も必要となってまいります。関連する出費をどう負担するかにつきましては、学校や家庭、自治体においても、実情に応じた議論と調整が求められておりますが、町長、教育長のお考えをお伺いします。

授業形態が変更されるため、教師へのノウハウを教示する講習が必要とな

ります。教育委員会で講習制度を設けるなどの検討が求められます。また教材や手法としては、ICT教育の一環とはいえませんが、事前の各自による学習と、それによる授業内容まで、総合的に計画を立案したうえで、効果と負担のバランスを熟慮した議論が、これから求められますが、町長、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 反転授業の導入についてという形で、質問を受けました。反転授業ということは、以前、松本議員も質問していただきました。今、脚光を浴びているというところが、1つありますけども、ICTとひっくるめましての佐賀県の取り組みだというふうに思っています。

まだ、私の、効果がどうかというのも1つありまして、これは武雄市が、佐賀県の20世紀から21世紀の教育をめざすという中身の中で、やはり佐賀県はずいぶんとその面について力を入れているというのが1つです。反転教育については、我々明和町が取り組むかということなんですけども、まだそこまではいっていないというのが現状だと思うんです。そういう反転教育というものが、どのような形になってくるかというのは、これからの情勢を見ないと何とも言いようがないというのが現状です。

これからの教育が、たぶん2020年にはずいぶん日本の教育が変わるだろうというふうに思います。それに向けて指導要領が随分と変わってくる。そんな中で、この反転授業がやれるのか、やれやんのか、それは効果があるのかという中身になりますけど、今、来年度から中学校の教科書が変わります。その中の内容とか、今これまで使っている教科書の編集の仕方がずいぶん変わっております。

それを教師がしっかりと認識すれば、その考え方に近くなるような授業展開ができるのではないかというような気をしています。ただ反転教育という中身に、授業という中身になる前に、もう少しやはりきちっとした指導要領に則した授業展開ができる教師を育てていきたいというふうに思っています。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（中井 幸充） W i - F i のインフラ整備のお話をいただきました。

ご案内のように、ようやくNTTが光ファイバー、町内全域にという整備ができましたので、これからご指摘のような取り組みができようかと、そのように思います。

今回ですね、総務省のいろいろなんか支援がないかなという中ではですね、このWi-Fi事業を取り扱っているのは、総務省でございますので、とりあえず日本遺産の観光アプリ等々も含めての取り組みの中で、今、担当課のほうでちょっとアクションをちょっと起こさせてもらっています。ただ、総務省さんはですね、観光だけではなく、やはり防災、いろんな面を含めての考え方になってもらわないとというふうなお話もいただいております。

町内全域にですね、光ケーブルがネットワークされたことによって、こういう取り組みができると思いますので、費用のかかる話ですけども、いろんな面で検討してまいりたいなど、そのように思います。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） すいません。当町における学校のICT関連の整備状況だけ報告させていただきます。情報教育用のパソコンは、老朽化してきたということから、全小中学校へのパソコンの入れ換えを、一昨年の25年度と昨年の26年度の2カ年で行わせていただきました。また、電子黒板を同様に25年と、26年度の2カ年で追加購入しまして、各校に2台から3台の配備をいたしております。

さらに、昨年度、先生用のタブレット端末を各小学校に数台ずつ購入するとともに、本年度から使用する新しい教科書にあわせた、これは小学校のほうになりますけれども、算数と理科のデジタル教科書の購入もさせていただいております。近年の整備状況の主なものについては以上となっております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 財政的な問題とかありますけど、Wi-Fi整備につきましては、一番初めにお話をさせてもらったように、さまざまな取り組みをアプリ等も含め、使えるようにすれば利活用がもっと進んでいくというふうに思いますので、整備推進をひとつよろしくお願いをしたいとともに、しっかりとこの反転教育についてですね、教育長がまた、あと何年されるか知りませんが、取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次、18歳選挙権に関する有権者教育について、お伺いをいたします。

来年夏に予定されております参議院選挙から、18歳選挙権が適用され、新たな有権者が約240万人増えることとなります。今回の改正に伴い18、19歳の選挙活動や政治活動も認められるようになります。そのため地域の教育委員会によるガイドラインの作成や、それに基づく学校の自主的な規制などのルールづくりが焦点となります。

また若者の政治参加意識向上のため、教育現場における主権者教育も必要となってまいります。これからは各自治体の選挙管理委員会が実施しております出前授業にも注目が集まりそうで、その一部を紹介し、これからの明和町の取り組みについて、お伺いをしたいと思います。

横浜市は全国に先駆け2005年から公立小学校の6年生の児童が有権者となり、給食のデザートを選ぶ模擬投票を実施。児童は数人の候補者から一押しデザートの演説を聞いた後に投票、最多得票のデザートが給食に登場するというもので、投票箱などは実際の選挙で行われている実物を使用します。

また、埼玉県の上野市では、2014年度から市内の小学校で同じように給食デザート選挙を始めたところ、選挙の大切さがわかったなど、好評であったため、今年度は参加校を拡大するとのことでした。

以上のような状況ですが、先進的な取り組みが今はじまっております。明和町での取り組みを教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 18歳の選挙権に関する有権者教育ということでございますが、実際、明和町でどうかといわれると、そのような選挙権の教育という面ではしておりません、実際。高校3年生に該当してくるということで、県教委の分野での話がありました。県教委によりますと、来年度夏の参議院選挙に向けて、文部科学省から県教委に対しての指針、副読本などが示されるとのことです。

今のところ、そういう動きがございませんので、明和町としても、ただ今の各小学校で選挙をやっているか。児童会とか昔ありましたけども、今はしておりませんのです。委員会活動の一環という形でやっています。中学校は生徒会の選挙は演説なり、応援で選挙を実施しているということをお聞かせいただきます。

実際にそういう主張をしながら、子どもたち中学生は選挙で選ばれてくる子どもたちがあるということです。本当に18歳からということになりますと、いろんな問題が出てくると思います。先ほど、例にあげてもらいましたデザート選挙、それは人を物に、議員さんらのことをデザートに例えて、その形式というのが、こういうような投票の仕方があるというのはいいんですけども、ちょっと「ん」と私も思うところがございましたけども、これからいろんな形で選挙についての学習というのは、社会科の教科書等にはしっかり出てきますので、その場面ではやっているということになります。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） なかなか難しい話でございますけれども、デザート選挙というのは、投票するというのも大事ですけども、私はこれが一押しですよと、みんなの前でしゃべるといことが、すごいことやというふうに思いま

すので、そういう意味では主張する、そしてその中で、人が選ぶというのは大切なことやというふうに思っております。一遍取り組みを考えていただければなと思いますし、総務課長さんが選挙管理委員会ですね、実際に投票箱をですね、使ってもらうような取り組みをですね、是非進めていただければなと、こういうふうにして自分たちの大人たちは、選挙に取り組んでいるんだなというのも、実際にわかると思いますし、今、投票場に子どもさんを連れていくのは、よかったです。そこら辺の一緒に選挙に行きませんかみたいな、そういうことから始めてもいいというふうに思いますので、選挙というのが、普通の生活の中でどんなふうにして人を選ぶんだというのが、理解してもらえそうな取り組みを進めていただければなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

4点目にいきます。聴覚障害児に対する助成についてお伺いをいたします。厚生労働省、身体障害児・者実態調査によりますと、全国の聴覚障害児は1万5,800人とされています。乳幼児の健康診断における聴力検査で軽度難聴や片耳難聴などの発見が早い段階でできるようになりましたが、その後の進学などについて、聴力を補うための支援はいまだに十分とされておりません。補聴器の値段は約数万円程度ですが、高額なものになりますと、数十万円にも及びます。

また居住地の学校に難聴児を受け入れる学級がもしない場合は、受入が可能な地域に転居する判断を迫られることもございます。このように難聴児を抱える方にとっては、経済的にも大きな負担となっております。他の家庭より家計を圧迫している実態があります。

こうした中、近年、地方自治体では障害者手帳の有無に関わらず、必要な聴力障害児には補聴器購入費の補助を受けることができるように、だんだんなってきております。軽度、中度等の難聴は回りからも聞こえているようにはみえますが、気づかれにくいいため、音として聴こえていても、言葉として明瞭に聞こえないため、そのままにしておきますと、言葉の遅れや発音など

言語発達に支障を来すと言われていました。

従って、早期に補聴器を装用することで、言語発達やコミュニケーション能力を高めることができます。難聴児の聴力向上による言語の取得は、平等に学び生活する権利を手に入れることにつながってまいります。そのためにも補聴器の助成金制度は重要な支援策と思います。また、字幕、タブレット端末など授業の理解力をサポートする教材もあわせて積極的に検討すべきであると思いますが、町長、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 聴覚障害者に対する助成ということで、ご案内のように今まで県のほうでいろいろとやっていただいておりますが、県のほうが最初、未就学の小さい子どもということですが、昨年、一昨年ですか、から18歳未満のということで、身体障害者の手帳を受診しないというか、持たない子どもさんに対しても、一応その助成をしていくということで決めていただきました。町内にその該当者がいるのかということについては、実のところ今のところありませんが、ただ県のほうとしましてはですね、他の制度でそういう助成がある場合は、そちらのほうを優先するというのを明記、実はその25年のときにされました。

従って、町でやると町のほうが優先して、県は払いませんよと、助成しませんよという、そういう中身になっておりますので、町としてはですね、できれば県のこの制度を活用していくようにということで、もし、そういう該当者が出てくればですね、そのように指導していきたいと、そのように思っております。

ただ今のところは、この制度を利用した該当者はおりませんので、心してこれからも対応していきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） すいません。その県の補助というのは、どのぐらい、その程度というのはあると思うんですけども、ちょっとお示しをいただきたいというふうに思います。全額なんですか。それとも2分の1とか、決まっておれば、すいません。私ちょっとそこまで知りませんでしたので、反対にはそれを皆さんに理解していただくためにもですね、説明をお願いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 三重県の補聴器購入費用助成制度について、紹介させていただきます。対象者につきましては、18歳未満の児童で原則として、両耳の聴力のレベルが40デシベル以上、40デシベルというのは、人の声でささやき声という程度ですが、これ以上で70デシベル未満であって、身体障害者手帳の交付の対象とならない方です。中程度の難聴児で、指定医療機関の耳鼻咽喉科の専門医が、補聴器の装着を必要と認めた方、認めた児童が対象でございます。ただし、所得要件がございます。父及び母等の児童の保護者の所得の合計額が650万円未満である場合に助成されます。

助成の内容は、補聴器の購入費用の3分の1で、片耳の場合は2万5,000円、両耳の場合は5万円を限度としております。補助回数は3回を限度としております。この申請窓口につきましては、津市にあります三重県児童相談センターが行っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） ありがとうございます。

ちょっとそこら辺は知りませんでしたので、またしっかりと広報していただきたいというふうに思います。反対に相談するまでもないとかね、難しいところ、完全に障害者としての認定を受けられない部分の方が、どこまでそれを知っているかというのは、難しいところだと思いますので、しっかりまた

広報していただきたいというふうに思います。

すいません。次へいきます。

教育施設整備の充実について、お伺いをいたします。間もなく明和中学校の建て替えに対する校舎設計の取り組みが始まると思いますが、これからの学校教育を考え、校舎設計の視点を考えてみました。

第1に、地域に開かれた学校。地域の教育力の活用や社会教育との連携、公民館活動を主体とする生涯活動の場や、PTAによる研修活動としての活用に対応できる構造をもっていかなければならないというふうに考えます。

第2に、時間と空間を自由に使える校舎構造にしなければならないと思います。新教育過程を考え、変則的な時間割編成の対応や、40人を単位とする単学級授業だけでなく、学級を解体した少人数編成での学習内容も学習活動も行えるよう対応する、時間空間的に多様な授業形態にフレキシブルに対応できるような工夫が必要と思われまます。

第3に、情報教育の進化に対応できる校舎構造として、IT技術の進展とともに情報技術が加速度的に進化しており、30年ぐらい先を見越した情報技術に対応できるような校舎構造も考えなければならないと思います。

以上の視点を踏まえ、何点かの課題を質疑をさせていただきます。

第1が、普通教室の広さにつきまして、これまでの教室は約60㎡が一般的な広さでありましたが、新しい教育機器の導入や教科書のA版使用に対応しての新企画の学習机サイズの導入、学習活動の変化に応じるよう広くとらなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

特別教室については、従来型の特化型特別教室から多様な教科に対応できるような多目的な教室構造を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

教職員や会議室については、職員同士の小規模な会議やPTAとの打ち合わせが簡単に行えるよう、間仕切り等を考慮に入れ、多目的に使えるようすべきであると考えますが、いかがでしょうか。校長室は現状も来客用応接スペースはありますが、儀式的行事などに使用できるよう、来賓控室としての

活用も考えるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

教室等の配置につきましては、社会教育への学校施設開放を考えますと、完全開放、半開放、非開放エリアの区別を明確にし、配置をしっかりと分けるべきであり、警備保障などの管理システムも十分に考慮に入れることが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

そのほか、さまざまな考えがあるとは思いますが、しっかり検討を進めていただき、議会にも十分な説明をしながら、より良い施設整備を進めていただきたいと思いますが、教育委員会のお考えをお示しいただきたいと思えます。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） まず本会議に先立ちまして、全員協議会の場で資料を提出させていただいております。その資料は基本構想というのがございまして、その基本構想を基に必要とする普通教室、あるいは特別教室などをすべて列挙をさせていただきまして、また、校舎の配置等につきましても、JAの跡地も活用する中で、ご提示をさせていただきました。

これらの中で、普通教室の広さにつきましては、現有面積を参考に64㎡といたしておりますが、学校においては子どもたちが勉強を行っていくうえで、主たるスペースというふうになりますので、今後、皆さま方や現場の先生方などからご意見をいただく中で、快適な環境となるように、検討をさせていただきたいというふうに思います。

それから、特別教室でございまして、特別教室につきましても、理科室などの特化型の教室に加えまして、教育相談室であるとか、特別活動室、また多目的スペースなども配置する計画とさせていただいております。木工室であるとか、金工室、理科室などどうしても特化をしないと難しい教室もあると思いますが、今後、現場の先生方の、これも意見を参考にですね、また議員の皆さま方からご意見をお聞きしていく中で、柔軟な活用も考慮に入れる中で、教室の設計をさせていただきたいというふうに思います。

それから、職員室や会議室につきましてはですね、さらに柔軟に活用できる場があるかと思えます。そのような活用につきましても、今後につきましては、検討をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、校長室であるとか、教室の配置につきましてもですね、全体的なレイアウトでございますので、まず建設にあたりまして、最初に考えていかなければならない課題であろうと考えております。これらの件につきまして、また他にいろいろと課題もございますが、先に提出をさせていただきました全員協議会の資料を基本のたたき台としていただきまして、今後、改めてご協議の場をいただくこととしていただきましたので、より良い中学校の建設に向けまして、努力をさせていただき、また検討をさせていただきました内容につきましては、今後またその都度、議会の皆さま方にご提示をさせていただきまして、ご意見を賜わっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 申し訳ございません。特別委員会を設置する前の質問書でございますので、またしっかりと皆さん方の、議会のご意見を受け入れていただきながら、またしっかりと説明をしていただきたいというふうに思います。

次へいかせていただきます。

第6点目、ガン、障がい、介護教育などの推進について、お伺いをいたしたいと思います。子どもたちがガンを正しく理解することは、生活習慣の改善や喫煙の防止だけでなく、将来的に健診受診率を向上させ、ガンとの共生社会を築いていく基礎ともなります。

私ども公明党は、ガン対策基本法制定やガン対策推進基本計画の策定を指導してまいりました。国を挙げたガン対策を推進しております。その中でガ

ン教育につきましては、第2次基本計画、2012年度から5カ年にガン教育の普及啓発を盛り込ませました。文部科学省におけるガンの教育総合支援事業により、ガンの正しい知識とともに、命の大切さを理解してもらうモデル事業が、一部の自治体によって始まっておりますが、ガン教育について、教育長のお考えをお伺いします。すいません。町長、教育長のお考えをお伺いします。

次に、発達障がいについて学ぼうと、あすなろ学園主催の研修公演会に参加をさせていただきました。その中で障がいを持っている方が、自分の思いを発表されておりました。お一人はADHD、注意欠陥多動性障害の方、もう一人はLD、学習障害の方でしたが、その他さまざまな障害、自閉症やアスペルガー症候群などがあるようです。

しかし、それぞれの障害の特性を理解すると、ある程度の対応も一般的にできてくるのではないかと思いますと、学校での障害に対する教育が重要ではないかと思います。町長、教育長のお考えをお伺いします。

最後に、介護教育につきましても、認知症の特性を少し学ぶだけでも、これからの超高齢化社会に対する適応が、子どもたちに形成られ、簡単な介助ができれば人を助ける心が育まれると思いますが、町長、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ガン並びに障害、あるいは介護の教育についてということですがご案内のように、死亡の一番の大きな原因というのは、とにかく悪性新生物、いわゆるいろんなガンが原因での日本全体の死亡率の一番主な原因ということになっております。

町ではいろいろと高齢者を含めまして、成人の方に対してガン健診とか、そういったことの受診をですね、進めているということでございますけれども、早い時期からですね、やはり自分の自らの健康をチェックする。あるいは気にかけるということは、非常に大事だというふうに思っておりますので、

教育の中で若い小学校あるいは中学校の時代からもですね、そういういろんな知識を得るということについては、必要なことだと思いますので、私としても教育、そういったことに対する教育の推進というのは、奨励させていただきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 教育長。

○教育長（西岡 恵三） ガン教育について、これまだ一定の方向の指針が出ていないという状況が1つあります。現状でいきますと、いわゆる保健の授業の中で、それとまた人権教育カリキュラムの中で、病気の予防という形で学習している学校もございます。さまざまところで、ガンについての教科書にも出てきますので、その節でいろいろパンフレットを使いながら、教育をしていくというのが、1つ。

予防という形にはちょっと遠いんですけども、中学校では特化して、肺ガン予防という形で、そういう授業もしているというふうに聞いておりますので、たばこの禁煙というのは、中身のあれがあって、そういう話が出ていると思います。

そんなところが1つ、ガン教育の今の現状です。また指針がきちっと出てくると思いますので、それに基づいて学校でもやっていきたいというふうに思っております。

○議長（辻井 成人） 教育長。

○教育長（西岡 恵三） 障害に対する教育の考え方ということであります。

障害に対する考え方ということで、いろんな子どもたちが学校の中でも、今現実におります。特別支援学級を持っておりますので、一般の普通学級の中へもう入りこんで、一緒になって生活をしている中で学んでいくというのは、主なところでは、

ただ、いろんな面でこの子には、こんな障害があって、こんなような状況で、あなたたち気をつけなさいよとか、あったんですよ。そういうことでやっていくよりも、子どもたちは自然の中でそれを身につけていって、この子

にはこういう障害があるよって、大事にしてかないかんとかいう中身で、あまり一緒になってやっていこうという感覚がずいぶん子どもにはあるんですが、以前、時間もなくてあまり実践例がたくさんあって、そのことによって普通、障害を持たない子どもたちに、この子はこんなやで、あんたら気をつけよ、気をつけよと言ってしまうと、逆に反発されていって、ちくはぐしていくという場面も、今までも厳にもありました。

とりたてて障害に対する教育というのは考えてはいないんですが、ただ、人権教育のカリキュラムの中に、やはりバリアフリーについて取り上げたりとか、それから、ありんこの皆さんなどと、障害を持つ皆さんとの交流を通してですね、障がい者の人権という視点で学習をしていく、そういうことをこれからも続けていきたいというふうに思っています。

○議長（辻井 成人） 介護教育については。

○教育長（西岡 恵三） 介護教育についてですけれども、直接的に介護について学習するということはございませんけれども、やはりこれもすべて人権教育カリキュラムの中にみな入れてあって、そして、その辺の中で、明和の里の皆さんとか、老人施設への訪問とか、そういうことで高齢化社会の状況などを知ることによって、うちのばあさんなあとというふうに、子どもたちが語れるようなしかけが、だいぶいいんじゃないかと思います。

介護資格、前の町でやってみえる介護認定というんか、ああいう講習があって、中学生にも参加を呼びかけてほしいということも、私のほうは言わせていただきまして、これからの社会には介護、それから、中学生がこれから施設学習がありますね、体験学習、職業体験の学習があって、そういうときに施設とか、そういうところへ行って、やはり学んでいきたいという子どもたちもいますので、そんな中で、やはり高齢化社会の介護について、学びたい。それからそれが体験学習にいった子らが、自分たちの体験を通して、全校に訴えていく還元のコーナーも、文化祭ではあると思いますので、そういう場面でやはり培っていききたいなと思っています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 是非、ガン教育等、推進をしていただきたいと思います。

文科省のほうからはきっと近々ですね、学校教育関係の方針が出てくるというふうに思いますので、お願いをしたいと思います。

また、介護に関してはですね、町長が介護保険ができた時に、3級ヘルパーかなんかのね、自主的なそういうものを始めましたけれども、中学校ぐらいになれば体もちょっと大きくなってきますので、そうやって明和の里とご協力をいただきまして、介護のそういう授業をしてみたりですね、ちょっとしたことで高齢者の一助になるんじゃないかというふうに思いますし、心の非常に発達の中にも、しっかりとそういう気持ちが生れてくるんじゃないかなというふうに思いますので、お願いします。

あと、障害学習について、ちょっと思いましたんですが、私また別のところで、勉強しに行きまして、教育委員会のほうからお借りをしました。わかっています、ありがとうございます。小さな子どもさんの頃から、発達障害についてですね、個別の指導計画をしっかりと立てていきたいと思いますというのが、これあすなる学園のほうから来ていると思うんですけども、これの活用ですね、3歳児用、4．5歳児用、それからずっと続けて小学校、中学校というふうに続けますと、全体で12年間、そのお子さんの見守りができる。

どういう状況なのか、それぞれ障害によってひどい、ひどいという言い方は悪いんですけども、大変な状況になるのか、軽度なのか。軽度であってもですね、大人になってから苦労することというがたくさんあるそうです。私は聞いてきましたけれども、自分は普通だと思って生活をしているんですけども、だんだんそれが乖離してくる。生活のうえでね。

学校へ入って、小中学校の頃は、ちょっと変わった子やなというぐらいの感じやったのが、大学へ入り、勉強はできる子の話だったんですけど、学校

へ入り、その中で社会に入っていったら、対応できない。勉強はできて学校としては就学が終わったんだけど、就職できない。就職したけども、今度はそこへ皆さんとお話ができなくて、うまくいかないとか。

もっとすごいなと思ったのは、この前、中日新聞かなんかに載っていましたが、大学を出て学校の先生になった。学校の先生になって、教室を持たない間は大丈夫やった。ところが1つの担任として教室を持つようになったら、もう学校の運営ができない。教室の運営ができない。調べてもらっても、ノイローゼみたいになって調べてもらったら、発達障害やったと。ええっていう、そんな話をですね、書かれておりました。その方は42歳かな。

今は再度、障害のほうのいろんなコントロールをしてもらいながら、薬でコントロールできる方もおみえになるようなんですけども、コントロールしながら今は再度、短大かなんかの講師さんになってみえるということで、そういう話が載ってました。

すごいな、やっぱりこれ先ほど見てもらいました、小さい頃からしっかりと取り組んでいただきまして、途切れのない発達支援システムというそうなんですけども、これをしっかりと明和町にもですね、根付かせていただいて、発達障害、その子その子による状況をですね、確認しながら12年間、しっかりとみてもらうとですね、それをそのまま引き継いでいける。大変な子はあすなろ学園にお願いをして、そちらでまた面倒みてもらいながら、社会に出ていていただけるような体制をとってもらうという話がございました。

すいません。質問にはなかったんですけども、伊勢市でですね、発達支援の問題で、発達支援室の設置をしないかんやないかという話があったそうです。明和町にも、この発達支援室というのがあるのかなという確認を、ちょっと町長にしたいのと、この発達支援をしっかりとできるような、そういう部門のですね、設置ができていいのかと、これからされるのかと。これ最後の質問にさせていただいて、お答えをいただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（中井 幸充） 私どもは支援の部分についてはですね、特別なものを設けてはおりませんが、実は障害の発見というのはですね、小さい時にやっぱり何ていうんですか、発見するのが上道だと思いますので、いわゆる1歳児半健診とか、それから3歳児健診とか、それから、その子どもたちが幼稚園、あるいは保育所に就学をしていく、その段階からですね、いろいろと気をつけて、その中での発達障害、あるいは言語とかですね、いろいろな部分でやはり子どもたちをきちっと見守っていく体制は一応つくっております。

その中で、就学指導委員会という形の中で、幼稚園・保育所から学校へあがっていくのにですね、現場の先生と先ほど来、お話いただきましたように、スムーズにその子どもを移行していくという、その状況をつくるという形の中では、就学指導委員会という形ですね、関係者の方、ご指摘いただいたように、あすなろのいろいろそういう専門の方もですね、入っていただく、そういう形の中で、今、体制を整えております。

それにはですね、2名やったかな、明星先生と福山先生とお二方が専任ですね、ずっと保護者の子どもの指導もしっかりですが、保護者の相談にもですね、ずっとのりながら、今、進めておましてですね、そして、ご指摘がありましたように、この子は将来どういう方向へ進んでいったらいいか、そこら辺の相談もですね、保護者の方と十分しながら子どもを見守っているというのが、今の明和町の状況ですので、特別支援教室とか特別支援室というのは、現在のところ設けておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（辻井 成人） 教育長。

○教育長（西岡 恵三） 先ほどあすなろから、幼児期からの途切れのない、明和町もあすなろの部分じゃなくて、三重県のGNですか、そういう形での幼児からずっと続いていくというのは、チェックリストはありますので、それで続けています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 三重県のほうのなんかやってみえる、CLMチェックリストイン三重、これはあすなろのほうが進めているみたいですね。三重発達障害支援システムアドバイザーというのがあるそうなんです、このアドバイザーの育成を今、あすなろ学園は一生懸命ですね、それぞれの自治体に普及をしようと、相談をしっかりとできる人をたくさん増やそうというふうに、なんかされておまして、平成27年7月現在で、21市町、49名おみえになるというんですけど、明和町にはおみえになるのか、ちょっと確認をしたいというふうに思います。おみえにならないのであればですね、本来ですと、各保育所、幼稚園、小学校にもきちっとおられないかと思えますね。それぞれの施設に。本当に普段からみていかないかんですから、そういうものをきちっと今、状況できているのかだけ確認させていただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 明和町のほうではですね、以前、明和町に勤務されていた方が、あすなろの研修を受けて、その資格はとっていただいたんですけども、現在、明和町の学校のほうにはおられませんので、明和町として今現在おられるかという、明和町の学校にはおられないという状況になっています。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○10番（北岡 泰） 最後にしておきます。是非、このアドバイザーをしっかりと増やしていただいて、発達障害の皆さん方の相談にのっていただけるようにしていただきたいと思います。どうぞよろしく願いをしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、北岡泰議員の一般質問を終わります。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

昼食のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

（午後 0時 00分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

8番 江 京 子 議員

○議長（辻井 成人） 3番通告者は、江京子議員であります。

質問項目は、「健康づくり対策について」の1点であります。

江京子議員、登壇願います。

○8番（江 京子） 8番江。よろしく申し上げます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今回は健康づくり対策についての1点です。よろしく申し上げます。

私たちの暮らす日本の医療保険制度は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度の構築と、安定した保険医療の確保によって、世界に誇れるものになっています。反面、少子高齢化による医療費給付の増加は、財政を圧迫し、明和町でも年間予算の多くを占めるようになり、大きな問題になっています。

そこで、町長にお尋ねします。町長は健康づくりPRにも協力的だとお聞きしています。健康で元気な明和町をめざしてみえと思っています。お考えを

お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 江議員の方から健康づくりについてということで、ご質問をいただきました。ご案内のように国民健康保険は、町が保険者となっております。ご指摘がありましたように、国民皆保険のこれは中心的な役割を担っているところでありますが、国民健康保険そのものはですね、社会保険、共済組合等の加入者や後期高齢者医療保険、それらの加入者、そして、生活保護を除く以外の方々が加入をしておるところでございます。そのためですね、構造的なものが、構造的な問題点というのがたくさんありまして、それは1つは年齢構成が高いということとか、医療水準が高い、それから所得水準が低い、それぞれの保険者の保険料負担が重いといったような、そういう課題が幾つかあるわけであります。

ご指摘のように、医療費の増加を防ぐということは、つまり健康な体をいかにして維持していくかという、その取り組みが重要であるというふうに、私ども考えておるところであります。それにはですね、バランスのとれた食事、食生活、それから、口腔ケア並びにですね、筋力アップとか、そういう体力づくり、そういった運動等も必要だというふうに思っておるところです。

しかし、それらをいうのは簡単ですが、なかなか日常生活の中で持続、継続していくことは、非常に難しいというふうにも思っておりますが、高齢になってもですね、いつまでも健康でいきいきと生活が送れるようにすること。そのためにはですね、町のほうとしましては、毎年行っておりますガン健診、それらのですね、健康を維持するため体調管理をですね、十分にやっていたくためのさまざまな取り組みを展開しているところでございますが、どのように捉えるかということでございますが、もし何らかの異常が見つかったらですね、それは早期発見、早期治療、それが一番大切であるというふうに思い、我々としましては、一生懸命ですね、多くの方に健診を受けていただくよう、PRをしているところでございます。

事業に対して協力的ではなしに、積極的に事業を展開しているということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） 町長がおっしゃられたように、何事も早期発見、早期治療というのが一番だと思います。毎年、医療費給付額の増加が半端な額でないということは、本当に頭を悩ませてみえると思います。明和町の現在の状況をお聞かせください。まだ主な原因はどこにあると思われませんか。健康はまず自分自身の体を知ることが大切なのは、誰でもわかっています。しかし、毎日の忙しさ、ついつい後回しにしている人が多いように思います。

そして、気がつけば長期に治療を必要とする状況になるというのは、よくあることです。特定検診はいまどのような形で啓発され、受診率はどのようになっていますか。また、今後のPR、広報計画はどのように考えているか、お答えください。

今、非正規で働いている若い人たちが増えています。以前は会社負担の健康検診が多かったように思いますが、負担額が大きく、やめてしまったところも多いと聞いています。当然、扶養家族となっていたパートナーの健診もなくなってしまいました。今、一番健診の受けていない年代を教えてください。また、特に女性の健診率はどうかも教えてください。

女性の受診率アップのための施策も考えてみえるかどうか、教えてください。よろしく申し上げます。

○議長（辻井 成人） 江議員の質問に対する答弁、長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 明和町の国保の保険給付の状況ですけれども、被保険者数が減少しているにもかかわらず、増加の一途をたどっております。具体的には保険給付額ですが、決算額で平成24年度は16億9,000万円から、平成26年度18億5,000万円と、2年間で1億6,000万円増加しております。伸び

率では9.4%の伸びとなっております。増加の原因について、被保険者が高齢化しているということがあげられます。明和町国保の被保険者全体に占める65歳から74歳の割合が、平成24年度で37%であったものが、平成26年度は43%と、ここ2年間で6%も伸びました。

年齢別の保険給付費をみますと、65歳から74歳で全部の保険給付額の60%、60歳から74歳は76%を占めていることから、被保険者の高齢化が進んでいることが医療費増加の一番の要因と考えております。

次に特定健診の関係ですけれども、明和町国保の特定健診の受診率は、平成20年度に開始した当初につきましては、28.3%だったものが、平成24年度35.6%、平成25年度が38.9%、平成26年度が40.7%と微増ではありますが、徐々に向上しております。

しかし、国が定める目標の60%にはほど遠いので、各種PRに努めております。具体的には、大人元気教室や健康広場等の健康教室において、町民の皆さんへの呼びかけ、広報めいわやケーブルテレビを通じての広報、町内のスーパー等での街頭でのPRなどを行っております。

また各種ガン検診と同時実施日を増やしたり、人間ドックの助成事業等も行っております。今年度は昨年度、特定検診を受けられていない方を誘っていただいて、特定検診を受けていただいた方に、お友だち誘ったデーキャンペーンとして、誘った方、誘われた方、両者に粗品を進呈する企画を実施しております。

なお、特定検診は法律により加入している保険者が実施することになっておりますので、扶養家族についても40歳以上の方であれば、特定検診を受けられることになっております。

また、当町では単独事業としまして、20歳から39歳の若人健診を10年以上継続して行っております。社会保険、国民健康保険等の医療保険に加入している医療保険に関係なく、町民ならばどなたでも受けていただけます。平成24年度では177人、平成25年は183人、平成26年度は168人の方に受診をいただ

いております。このうち約1、2割が男性で、8割から9割が女性で、若人健診を受診する人は、子育て中の女性が多くなっております。

国保の特定健診は平成26年度、年代別の受診率で50歳から54歳の男性の受診率が一番低くなっております。女性の特定健診の年代別の受診率は、40歳から44歳で23.6%、45から49歳で24.6%、50歳から54歳で24%、55から59歳で30.3%、60から64歳で40.7%、65から69歳で49.9%、70歳から74歳で57.2%となっており、女性においては若い人ほど受診率が低くなっております。

働き盛りの人が脳出血等で倒れることもあり、若い方の受診率を向上させていくことは、大きな課題となっております。現在は漁協や商工会へ働きかけ受診率向上に努めております。今後は若い世代の未受診者にターゲットを絞り、なぜ受けられないのか、受けていただくためにはどうすればいいのかなどを保健師が訪問して、直接話し受診率勧奨をしていきたいと考えております。

さらに健康づくりを未来への投資と考え、来年度は特定健診を自己負担分、1,000円、集団の場合500円ですけども、これを無料化する方向で考えております。なお、女性のみを対象としました健診率アップの対策は、現在行っておりません。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） 健診率が徐々にはあがっているということで、本当にPR頑張ってみえるんだなというのが、よくわかります。特に若人健診で女性の健診率がすごく多かったというのは、とても私としては嬉しい限りです。それだけ若い人の中でも自分の体のことを、気にする方が増えてきているんだなという証拠だと思いますので、これからもPRのほうよろしくお願いいたします。

次に、高齢者の亡くなる原因に、インフルエンザや誤嚥性肺炎があります。肺炎は日本人の死因の第3位、しかも肺炎による死亡者の約95%は、65歳以上の高齢者です。そして、高熱が出ないうちに肺炎になり、症状が急激に進むということも、高齢者の1つの特徴とされています。

インフルエンザ、肺炎球菌の予防接種の助成制度もあると思います。接種率はどうですか。地元の集会や老人クラブでよくお話をするんですけど、この予防接種の助成のことを、まだ知らない人も結構みえるので、教えてください。

ここで、もう少し誤嚥性肺炎についてお尋ねします。高齢になると、食べたものを飲み込みにくくなる。摂食嚥下障害の方が多くみえます。私の父もそうでしたが、食事にとても時間がかかっていました。少しずつお茶とともにゆっくり食べても、よくむせ返っていたのを思い出します。唾液の分泌も悪いのか、口の中が直ぐねばねばになると、よくうがいをしていたものでした。

昨年、歯科医師会の口腔ケアと摂食嚥下リハ講演を聞く機会がありました。その中で日頃、体の健康対策はいろいろといわれるけど、その中で口腔の健康対策が置き去りにされがち、お口の中はバイ菌で一杯だよというお話を聞きました。その時、以前、父がよく行っていた口の中が直ぐねばねばになるという意味がわかりました。

その講演会の資料にも、高齢者の不慮の事故の死因のトップが窒息で、誤嚥性肺炎の原因も、摂食嚥下障害の人が多くありました。お聞きします。明和町では、歯科医師会と連携して、8020、80歳まで自分の歯20本をめざし、幼児期からフッ化物洗口で虫歯予防をされていると聞いています。高齢者の口腔ケアや接触嚥下リハは、いつまでもおいしく食事ができ、また誤嚥性肺炎の予防にもつながると思います。

今、口腔ケアや摂食嚥下リハは、どのように行われていますか。また、今後の予定はあるか教えてください。特定健診の項目にも入れてもらいたいと

思いますので、よろしく申し上げます。なかなか高齢者の方が、一人で歯医者さんに行くというのは、歯医者というのとはとても待ち時間が長いので難しいと思いますので、できたら特定健診の時の指導ができたらいと思いますので、お答えください。よろしく申し上げます。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 高齢者のインフルエンザの予防接種の接種率につきましては、平成24年度が59.3%、平成25年度が56%、平成26年度が55.1%でした。なお、平成26年度、松阪管内の接種率は56.3%です。昨年10月から定期接種化されました、高齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種の接種率は48.3%で、松阪管内の接種率は43.7%でした。

この2種類の予防接種は、B類疾病に分類されます。B類疾病とは、個人予防、すなわち個人の発病、重症化防止目的に比重をおいた疾病で、積極的に勧奨するものではありませんが、町としましては、この2種類の予防接種を町民の方々に理解してもらえるよう、今後も周知に努めていきたいと考えております。

インフルエンザにつきましては、医療機関にポスターを掲示し、広報や回覧で65歳以上の方なら、どなたでも受けられることをPRし、肺炎球菌につきましては、平成30年度までの経過措置の期間、65歳以上の5歳きざみの対象年齢の方に、予診表や説明書を個人通知して、周知しております。

次に、口腔ケアの関係ですけれども、町では昨年、策定しました明和町歯科保健基本計画に基づき、歯科口腔保健を実施しております。健康広場では各地区を巡回し、歯科衛生士さんに口腔の健康としての講話や、咀嚼の運動の実演などを行っていただいております。

また、二次予防事業としてはつらつ教室でも、歯科衛生士さんに講話と歯科保健指導及び口腔ケアを行っていただいております。縁側お元気教室におきましても、口腔の健康と飲み込み機能の悪化予防の講話と実演を行っていただいております。

摂食嚥下障害のリハビリテーションにつきましては、どんな優秀な医療所であっても、その治療を一人で成し遂げることは不可能です。患者さんに必要な医療を提供するためには、多くの医療者の連携によるチーム医療が不可欠で、そのため医師や歯科医師のほかに、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、その他さまざまな職種が参加して行わなければならないという形になっておりますので、そのため町としてはリハビリテーションでは行ってはおりません。

また口腔ケアを特定健診の項目に入れるというご提案ですが、特定健診の検査項目は決まっておりますので、追加することはできません。また、口腔ケアにつきましては、特に歯科医師が行うものでありますので、町では40歳以上の方を対象に、健康増進法に基づく歯周病検診を行っておりますので、そちらを受けていただければと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） 昨年、聞いた歯科衛生士会の歯医者さんの講演会の中でも、やっぱり嚥下障害で寝ている間に、唾液、細菌がついている唾液を誤嚥することによっての肺炎が多いというので、是非、私としては飲み込みのリハというんか、訓練という機能を、お元気広場とか、いろんな高齢者の集まるところで盛んにやってもらえたらと思いますので、要望としておきます。よろしくをお願いします。

次に、以前から気になっている1つに、生活習慣病の中に糖尿病があります。いろんな病気に移行していただくに、食生活指導で改善されるのではないかと考えています。明和町には食生活改善推進協議会のメンバーもおります。行政テレビでもメンバーによる、いろんな料理の紹介がされています。まず食べるものを気にすることが、健康につながると思います。どのような指導体制になっているか、教えてください。

一人暮らしの世帯が多くなり、出来合いの食材を買い求めるのも高齢な方が目につきます。特に聞いたところでは、コンビニのお弁当で、朝昼晩、食べている高齢者の方も、以外に多いというのをお聞きしました。コンビニのお弁当は本当に添加物も多く、それから、お弁当1つの量もかなり多いので、そういうのもちょっと気になるところです。

生活習慣病をなくすには、病人を減らし健康で元気な人を増やすというのが一番医療費の削減につながると思います。明和町の糖尿病患者また予備軍の数は、わかっているでしょうか、教えてください。これは近隣の市町と比べると多いほうでしょうか、それも教えてください。

それから、糖尿病からの腎臓疾患への移行、それから透析への移行が気になります。その移行率も教えてもらいたいと思います。でも本当に一番辛いのは、ご本人だと思しますので、何とかいい政策があったらいいと思いますけど、いろいろ教えてください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 食生活指導の関係ですけれども、健康広場や特定保健指導を特定検診の結果説明会、はつらつ教室や縁側お元気教室などでは、三重県の地域活動栄養士会連絡協議会に依頼し、管理栄養士を派遣してもらい、町の保健師とともに、栄養指導を行っております。

各種教室で試食や昼食の調理は、現在、食生活改善推進協議会にはお願いしておりません。食改の方々には以前は、母子保健の教室等で調理を依頼しておりましたが、食改メンバーの高齢化や勤めている方が多いということから、協力が難しくなっておりました。食改の会員増加に伴い、協力していただける体制ができているのであれば、協力を依頼していくことも検討していきたいというふうに考えております。

次に、生活習慣病のことについてですけれども、国保の糖尿病患者は平成26年度の累計で、被保険者1,000人あたり48.8人となっております。近隣の市町と比べても高いほうで、県内では約7番目ぐらいになっております。また、

昨年度、特定検診受診者1,807人のうち、ヘモグロビンA1Cは、これは1、2カ月前の平均的な血糖値がわかる血液検査のことですけども、これの糖尿病予備軍である保健指導レベル、6.0から6.4の方は274人、15.2%でした。そのうち糖尿病の服薬なしの方が247人、糖尿病の服薬ありの方が27人でした。

国民健康保険の透析患者は現在25名で、このうち糖尿病腎症による人工透析患者は16名です。64%の方が糖尿病の重症化から腎臓を悪くされ、人工透析に至っております。また、25名の方すべてが高血圧患者で、高血圧と糖尿病がどれだけ血管を痛め、腎臓の中の糸球体、毛のように細い血管で血液をろ過するところですけども、その糸球体を破壊することが伺えます。

このように糖尿病の重症化を防ぐことが、健康寿命を伸ばし、医療費抑制に大きくつながることと考えられます。このことから糖尿病重症化予防教室として、目的そのままを教室名としました、糖尿病にならないための教室を計画しました。腎臓の専門医の講演会、保健師、管理栄養士による栄養講座、運動指導士によるウォーキング指導、血液検査などの内容で、この10月から開始する予定でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） 教室を10月から開いてもらうということで、とてもいいことだと思います。本当に自覚症状がないままに進んでしまう糖尿病というのは、いろんなあとから後悔しても、なかなか治療にも時間がかかって、根気もいることですので、是非そこら辺、強力な体制でやってもらいたいと思います。本当に糖尿病が、明和町は県内でも高い、多いということで、その点が明和町の健康年齢も低いなというふうに言われていますので、その点にも現れているのかなというふうに思います。

特定検診ですが、私も受け始めて3年目になります。去年の自分の表が送られてきて、今年のがどんどん積み重なっていくわけですけど、本当にその

結果を見るたびに、反省するやら納得するやらの検査結果です。町長やめい姫のPR作戦の効果が7月から始まった福祉センターでの集団検診にも現れているように思います。

すごく多くの受診者の方々に出会います。しかも私よりもかなり若い人を多くみかけられて、そのたびに嬉しく思います。とても本当に若い男性も、よくみられるように思いましたので、その点、本当にみな気をつけ始めているんだなというふうに思いました。

でも、本当に一番私たちより少し若い人たちが、一番なんか家が忙しくて、普段病院に行けない方が多いと思いますので、そこら辺もPRのほうをよろしくをお願いします。

健診というのは自分を知るところで、とても怖いところがあると思いますが、これからの人生、病院を頼らずに過ごすための第一歩と思って、皆さまへのPRをよろしくをお願いします。

その後、さっきも課長が言われていましたように、はじめて特定健診結果説明会というのに、私、出かけてきました。そこで、微小循環の検査をしてもらいました。それは初めての体験だったんですけども、指先の細い血管、毛細血管よりもっと先端にある血管が、目の前に映像として映し出されました。本当にはじめてみる自分の血管でしたので、びっくりでした。その映像をみながら担当してくれたお医者さんが、みごとに私の小さいころからの食生活や運動不足を言い当てられて、びっくりしたところでした。

その微小循環、私の場合、しっかり上まで伸びきっていなくて、老廃物がきちんと下におりていないような状態でした。それを見て、小さい時から早食いやったやろ、また、おちつきなかったやろと言われて、なんか小さい頃を本当に見てもらっているような感じでした。

生活習慣病を保健師さんと話し合いながら、見直すことにしました。自分に無理のない計画を立てていく、この本当に検査結果の説明会というのは、ものすごくいいことやなと思って、健診を受けてもらった人には、皆さんこ

の説明会にも来てもらうように、PRのほうを強く押し進めてほしいと思います。

昨年10月から大人の元気教室もさっき課長が言われたように始まりました。健康運動指導士を講師に迎えての教室は、筋力アップトレーニングを取り入れ、心肺機能を高めることで、疾患病予防、寝たきり防止及び認知症予防などの効果を期待しています。私も何度か参加しましたが、今までの教えてもらう運動や体操と違って、とても気持ちよく良い汗を流せました。もうじき1年になります。参加された人たちの笑顔は変わりましたか、教えてください。

またもっと近くでしてくれたらとの声もありますが、計画はされていますか。またこの事業は継続事業にしていく予定はありますか。

やはりまず町が推進している、つなげ健康バトン町民自体の健康づくりに、もっと多くの人たちに参加してもらうことが、医療費の削減、健康年齢のアップにつながると思います。町では大人元気教室のスタンプラリー、国保の特定健診、お友だち誘ったデーキャンペーン、さっき課長も言われていたようですが、いろんな取り組みをしてもらっています。この大人元気教室、よくいろんな県の事業では、単独事業になってしまっていますが、是非とも継続事業をお願いしたいと思いますが、お考え教えてください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 大人元気教室ですけども、昨年度、半年間通い続けて、自宅でも教わった体操を継続された方からは、腰痛が直ったとか、坂を歩くのに膝が痛まなくなった。HDLコレステロールがすごくあがったとか、ウォーキングの歩数が増え、疲れにくくなったなどの声をいただいております。

参加者数は、延べ人数で、半年間で2,953人でした。今後も総合体育館での全町的な大人元気教室と各地区での健康のバトンをつなぐための大人元気教室の普及を継続していきます。昨年度は北野本郷、蓑村、上村、いつき会館

で行いましたので、今年度は上御糸や下御糸地区に広めていくため、上御糸や下御糸地区の老人会に協力をお願いし、今日からなんですけども、ふれあい会館と御糸会館で半年間、継続して行う予定です。

今後このことが継続してやっていけたらなというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） 是非、継続事業で、明和町の高齢者の方が、元気、元気になってもらえるように、進めてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、8月28日の新聞に、C型肝炎新薬に保険適用、服用12週間、高い効果との記事が載っておりました。これまでのように重い副作用を伴うインターフェロンの注射投与をせずに、利点があり、製薬会社の臨床試験では100%の患者の症状が改善されたという報告もありました。

C型肝炎患者の約7割を占める1型と言われる遺伝子型に効果が高く、8月31日から保険適用とありました。ただ高額な治療薬であるため、高額医療としてあがってくると思います。以前、C型肝炎の患者数をお聞きしたところ、町では人数がつかめていないとの返事でしたが、これからこの新薬での治療が始まれば、人数をつかむことができますか。そうすればその人たちの健康管理にも町として関わることもできるのではないのでしょうか。一度そのお考えをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） C型肝炎についてのご質問ですけども、先ほど議員申されましたように、人数としては現在、つかんでおりません。人数をつかむとなるとレセプトを見ないと、病名とか、そんなのは出てきませんので、それがどうかということになると思います。

C型肝炎といいますのは、C型肝炎ウイルスは血液を介して感染しますの

で、健康管理など町では行うべきでないというふうに考えております。お医者さんで健康管理をやっていただきたいというふうに思っております。また、町としましては、肝炎ウイルスの検診を行っておりますので、これからも検診のPRのほうに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） 肝炎の患者の方の本当に今までのインターフェロンによる治療というのは、とても嫌な副作用があると聞いています。体のだるさとか、重さとか、だから仕事をしていても、なんか怠けているように思われて、とても辛いというのを肝炎の患者の方からお聞きしたことがありますので、本当にこのお薬で元気になられて、元気に仕事がされたらと思いますので、これからもまた、その検診のほうよろしくお願いします。

最後に、8月29日の新聞に、平均寿命世界トップ級にはなったがというような記事がありました。ちょっとこれは書いてないんですが、その中で本当に戦前や終戦直後の日本の平均寿命は、先進国の中で一番低いほうでしたが、どんどんと日本の平均寿命が伸びていきました。そして、2014年の平均寿命は女性が13年も伸び続けて、86.38歳、男性は80.50歳というふうに出ていました。

ただ、この新聞にも書いてあったんですが、平均寿命が伸びて、以前は本当に、よかったよかったと、平均寿命が伸びてと言っていたのが、本当に素直に喜べない状況になっているというのが書いてあります。

それは高齢化に伴うさまざまな困難、介護、寝たきり、認知症、孤独死などというのを、皆が頭に思い浮かべるからというふうにもありました。その中で健康寿命というのが、女性は74.21歳、男性71.19歳と書いてあり、やはりその平均寿命までの10年間、病院や寝たきりや介護になるというのが多くあるように思います。

町長にお聞きしたいんですけど、これから明和町でも高齢化率はどんどん上がっていくと思います。今後、10年、20年を見据えた明和町の健康対策についてのお考えを最後に教えてください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 10年後、20年後を見据えてということですが、まず健康ということは自らの問題として、町民の方それぞれに受けとめていただきたいと、まずはそう思うところであります。健康な人はより健康に、これは食生活や体力づくりも含めてですが、そういったところで励んでいただきたいと、そのように思いますし、逆にちょっとおかしいなと感じたらですね、早期治療、早期受診、これをですね、お医者さんへ行くと医療費が上がるからうんぬんではなしにですね、我々としては先ほど来、お話がありますように、重症化を防ぐということが大事でありますので、ちょっとおかしいなと思ったら、かかりつけ医さんに受診をしていただいて、体をチェックしていただくと、そのことがまず大事だろうというふうに思っております。

そして、早めの治療、そして残念ながら障害が残ればですね、それを維持していくために、リハビリを積極的に行っていただく、そういうことが必要だと思えます。そのために、日常生活をですね、より豊かに暮らすためにですね、いろんな検診も受けていただく、そういうことがこれから求められることだろうというふうに考えております。

医療や介護を受けなくてもいいということは、他人任せではなしに、それぞれの町民の皆さんが自らの健康を、やはりきちっと考えていくということを基本にですね、そのためのサポートで、町は健診なり、そういったものを健康づくりの教室なり、そういったものを行っていくという、そういう考えで、これから健康づくり対策を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） 町長も言われたように、本当に健康を考える自分自身の町民の健康意識のアップというのが、一番、健康対策の鍵になるというのを、町長からお聞きしました。そのためにも町ぐるみで、その健康特定検診や検診に対するPRのほうを、これからもよろしくお願いいたします。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、江京子議員の一般質問を終わります。

3番 中井啓吾議員

○議長（辻井 成人） 4番通告者は、中井啓吾議員であります。

質問項目は、「合特法について」の1点であります。

中井啓吾議員、登壇願います。

○3番（中井 啓吾） 議長から登壇の許可をいただきましたので、事前通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

明和町の皆さんの中にも、浄化槽や汲み取りにかかる費用などに疑問を持っている方も多いと思い、そのことに深く関わっている合特法について、町の考え方や取り組みなどをお聞かせ願いたいと思います。

合特法というのは、私たち住民にとって日常生活に関わる身近で大事な法律であるのに、理解しにくい、あるいはわかっていない法律ではないかと思えます。下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法の略称で、下水道また農業集落排水事業の整備等により仕事を失う汲み取りなどの業者に、代替りの公共事業の受注や金銭保証、職種転換のための職業訓練などの便宜を図ることを、自治体に許可した法律が合特法であり、下水道等に接続されていない住民の生活に支障が出るのを防ぐため、昭和50年に制定されたものです。

なぜ自治体が汲み取り業者に対して、法律に基づき便宜を図らなければな

らないかについては、廃棄物処理法の第4条第1項で、市町村はその区域内における一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り及び一般廃棄物の適切な措置を講じるよう努めるとともにとしており、市町村が一般廃棄物の処理について、第一義的に責任があるということが廃棄物処理法で明記されているからです。

そこで市町村としては、廃棄物処理法に則って、具体的に一般廃棄物の処理を自ら行い、あるいは事業者はその業務を委託して、これを実現していくことになっております。そこで、合特法について前々から私が疑問に思っていた点について、質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず最初に明和町の下水道、農業集落排水事業への加入世帯と、その加入率、つなぎ込みは何%で、また合併浄化槽の設置世帯数、し尿汲取世帯数について、お答えください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 中井議員のほうから合特法についてのご質問をいただきました。一部重複するところがあるかと思うんですが、合特法につきましては、下水道の整備に伴い、業務量が減少また非効率化する一般廃棄物処理業、具体的にはし尿処理等の収集運搬業務等について、その受ける影響を緩和して、経営の近代化、規模の適正化を図りつつ、業務の安定を保持していくため、合理化事業計画を策定し効果的に合理化の推進、廃棄物の適正な処理に資するというを目的ということで、多少難しゅうございますけれども、要は我々町民の生活の中で、ごみ、し尿、そして上水道については、これは市町村が責任を持って処理をしていくという、そのことがこの廃棄物処理の中にもうたわれているところでございます。

議員がおっしゃいましたようにですね、一般廃棄物の適正な処理、これは市町村の責務ということがうたわれておるわけでありますので、直営でやるか、あるいは委託でやるかということになるわけでありますが、明和町の場合

合は町の許可により、町に代わって業務を担当していただいている、いわゆる許可業者、この業者が下水道の整備によって、将来いろいろな影響を受けること。それを緩和するため、または緩和だけではなしに、業務の展開も含めて合理化事業計画を作成し、適切な処置を講じるというのが、合特法の主な趣旨でございます。

この合特法に係りましては、今までもいろいろな取り組みがなされてきておるわけでありまして。最初には昭和50年に、その法律ができたわけでありましてけれども、平成6年3月には、合特法に基づく合理化事業計画の策定要領というのが、厚生省、環境整備課長通知という形で、国のほうからもその考え方が示されました。

三重県でも、平成10年2月に下水道の整備等に係る合理化基本方針という形で、県のほうも一定の考え方を示してきたところでございます。これに基づきまして、三重県の市町会あるいは三重県の町村会、三重県の市町村清掃協議会、三重県環境整備事業協同組合、その4つの機関でございますね、合理化問題に関する基本協定の締結をいたしておるところでございます。その中で合理化計画の策定にかかるガイドラインというのを、その当時、作成をいただきました。

県内でもですね、下水道整備の進んでいる市町村を中心に、この合理化の事業計画案の策定についての取り組みが行われました。しかしながら、当町ではですね、公共下水道整備事業の具体的な見通しが、その当時はたっておりませんでした。

従いまして、計画策定というのは、なかなか樹立には至りませんでしたけれども、平成12年4月に農業集落排水事業、ご案内のように下御糸の北処理区、これの供用が開始されることに伴いまして、翌年の平成13年5月に町、そしてし尿収集運搬業者、並びに三重県の環境整備事業協同組合で、この3者によりまして合理化協定を締結をいたしました。以降、この協定に基づき、農業集落排水事業あるいは公共下水道事業により減少するし尿等の収集運搬業務に対

する代替業務の提供等の措置を、現在、講じているところでございます。

ご質問いただきました下水道への加入世帯数や、あるいは加入率等の数値につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 失礼します。公共下水道、農業集落排水事業、それから合併浄化槽、汲み取りの加入世帯数等について報告させていただきます。

まず公共下水道の明和处理区、役場周辺の地区ですが、こちらの加入世帯数は、これは平成26年度末の数値ですが、1,237件で、このうち実際に下水道との接続が済んでいる接続率は92.1%でございます。

農業集落排水の下御糸北処理区、平成12年に供用開始しておるところですが、こちらは318件、接続率は95.7%です。

それから、農業集落排水で、この26年4月に供用開始しました上御糸・下御糸地区、こちらが加入世帯数が1,191件、うち接続率は37.7%でございます。

あと合併浄化槽の設置世帯数ですが、こちらは平成26年度末5,388件となっております。汲み取り世帯数については418件でございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓吾） 全体で約8,500世帯で、うち公共下水道、農業集落排水あわせて約2,700世帯で、全体の約30%ちょっとで、それと今、下水道、農業集落排水とは関係のない世帯が約5,800世帯で、全体の約70%弱となりますが、今年度から宮川流域公共下水道事業が進められる中で、この割合がだんだん減っていく、減少していくということで、よろしいでしょうか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 議員、申されましたとおり宮川流域関連公共下

水道が去年から事業開始で、今年から工事に入っております。おっしゃるようにこの件数が、下水道のほうが増えて、合併浄化槽、汲み取りのほうが減っていくという状況でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓吾） 昨年度、明和町一般廃棄物処理計画を策定されていると思いますが、その中でその業ごとの委託及び許可業者数について、教えてください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 失礼します。一般廃棄物処理計画に基づく許可業者数ですが、事業系の一般廃棄物の収集運搬業者、こちらが23社ございます。それから、家電4品目の収集運搬業者3社、粗大ごみの収集運搬業者1社、そしてし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業者が1社でございます。あと、委託業者につきましては、紙・布類の回収業務について、民間の古紙回収業者2社ございまして、こちらに委託をしております。一般家庭の可燃ごみ、資源ゴミにつきましては、一部事務組合であります菊狭間環境整備施設組合で収集運搬業務を行っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓吾） その中で、し尿収集運搬の業務について、聞かせていただきます。最初のほうでお答えいただいたかものんですが、明和町では合理化事業計画は策定されておりますか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） これにつきましては、当町は合理化事業計画は未策定でございます。三重県市町村清掃協議会及び県市町会、町村会、三重

県環境整備事業協同組合で締結した合理化問題に関する基本協定、最初にちよっと町長のほうからも申されましたが、こちらのガイドラインでは合理化事業計画の策定期間は、下水道の整備等について、その具体的な方針や見通しが明らかになった以降、できるだけ早い時期ということが明記されておりまして、早期に策定をするべきものなのですが、当町におきましては、宮川流域関連公共下水道事業の実施時期が具体的にになっていかなかったということから、今後のし尿等の用処理場なども見通しが立たず、合理化事業計画の策定を見合わせてきたということでございます。

昨年度、農業集落排水事業も終了しまして、また先ほどもおっしゃられましたように、宮川流域関連公共下水道事業も事業認可を受けて、事業着手しました。今後の整備方針等も明らかになってきたことから、本年度においてこの合理化事業計画の策定を行うべく、現在、作業を進めているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓吾） 合特法の第3条で、市町村は合理化事業計画を定め、都道府県知事の承認を受けることができるというふうになっており、合理化事業計画は策定しなければならないのではなく、策定することができるとなっていますので、明和町が策定しないことについて、特に何かいうつもりはありませんが、下水道が整備されていくことで、業者の経営の基礎となる要件が変わっていくことは、容易にわかることだと思います。

その中で、これまで合特法に基づく事業の実施、委託等、また転換業務の委託補助など、代替業務をしてきたのか、してきていないのか、簡単でいいのでお答えください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） これにつきましてはですね、最初の町長のほう

の話にもありましたが、平成13年に合理化協定というのを、明和町とそれから三重県環境整備事業協同組合等で結んでおりましてですね、その協定に基づいて代替業務のほうは出してきたということでございます。

というのも、農業集落排水事業が平成12年に供用を開始しまして、また、公共下水道の明和处理区のほうも、平成15年から供用開始しておりまして、下水道のつなぎ込み件数は実際に始まっておりましたので、その辺を考慮してその協定に基づいて、一部代替業務は出しております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓吾） 明和町のし尿収集運搬及び処理に係わる業者数は1社ということになりますが、これまで新規参入、業者の申し出があったと思います。明和町はなぜ認めてこなかったんですか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 明和町におけるし尿等の収集運搬業務につきましては、一般廃棄物処理計画に基づきまして、現在の許可業者1社で十分に対応できるというふうに考えております。ただ、今後はですね、宮川流域関連公共下水道事業の進捗に伴いまして、業務量のほうはどんどん減っていくということですので、この業務を遂行していくうえでですね、この1社で不足することはないというふうに考えております。

また、今後、その減少していく業務量に対して、合理化事業計画に基づいて、代替業務等の支援措置についてもですね、さらに考慮をしていかなければならないという状況でありまして、現在、許可業者数を増やすということについては、考えておりません。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓吾） 今年度から宮川流域下水道については、新茶屋地区から面整備が着手されることになったばかりで、私自身としては徐々に整備がされていくと感じておりますが、先ほど、ちょっと答弁いただいたように業務量が減少していく、大幅にしていくとか、どれぐらいの量になるのかということ、ちょっとお聞きしたいんです。一番最初に答弁いただいた明和町の合併浄化槽と汲み取りの世帯数はまだ5,800世帯ほどあり、この数字がだいたい年間でどれぐらい減っていくのかということのも、わかる範囲で結構ですので、よろしくをお願いします。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） おっしゃられますように、宮川流域のほうが始まって直ぐにそれで減っていくということではないんですが、一番最初、現在の予定で平成29年4月に、新茶屋のほうで一部供用開始と、それから、その事業進捗にあわせて、だんだんと進んでいくんですが、新茶屋の世帯分ですので、新茶屋と新茶屋すみれ団地さんで、100から200世帯ぐらいですかね。それも接続が一遍に接続されるというわけではなくて、3年間に接続してくださいということですので、徐々に200世帯分ぐらい分は、30%ずつぐらいで進んでいくというような状況です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓吾） 現時点で明和町では、先ほどの合併浄化槽と汲み取り世帯数、あわせて約5,800世帯があることになりましたが、私が調べたところで、3年前の近隣市町のデータですが、伊勢市では清掃業者が10業者で1社あたりの浄化槽数2,810世帯、松阪市は13業者で1社あたりの浄化槽数は1,482世帯、大台町は2業者で1社あたり1,070世帯、多気町では2業者で1社あたり976世帯、隣の玉城町は2業者で1社あたりの浄化槽数は913世帯となっており、2市3町あわせた平均でみると、1業者あたり約1,500世帯に満たない数

字になります。

この近隣市町の世帯数からみて、明和町の1社あたり約5,800世帯というのは、適正な数だと考えているのかどうか、お聞かせください。そのうえで許可業者を増やすことは難しいと考えられているのでしょうか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） それぞれの市町は、許可をした段階というのは、早い時期でございまして、その時にいろいろと議論があったというふうに聞いております。ただ、昭和50年以降ですね、合特法ができた以上ですね、我々としては代替の部分というのをですね、いずれ業務がなくなっていくわけでありますので、代替業務がはたして提供できるのかどうかということの検討もですね、許可をおろす段階では議論をしていかなければならないというふうな思いがあります。

明和町の場合の面積、要件とかですね、集落が固まっているとか、いろいろな条件を考えた時に、1社で十分足りるのではないかという、そういう判断のもとに現在まできておるわけでありますので、一概に戸数でうんぬんということにはならないというふうに思っております。

といいますのは、他の市町では処理場までの運搬距離とかですね、そういったことも勘案されて、決定しているというふうに聞いておりますし、そういう中身の部分も検討した中で、町としては1社でいい、そういうふうに判断しています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓吾） わかりました。では、1社だけの弊害はないのでしょうか。また、これまで住民からのクレームなどは町に寄せられていませんでしょうか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） し尿等の収集運搬における許可業者の、先ほども申し上げましたが、十分に一般廃棄物処理計画に基づきまして、対応できるだけの車両と人員をもって実施しておりまして、特に大きな支障等はないというふうに認識しております。当町のほうへも電話窓口とかもですね、特に苦情等が寄せられたということも、0ではないですけども、そんなにございませぬ。

ただ、住民の皆さんが発注される場合におきましてはですね、業者を選ぶことができ、競争の原理が働くような状態が望ましいというふうには考えますが、先ほども申し上げましたように、下水道の整備に伴いまして、年々業務が減少していくという状況からですね、やっぱり合特法合理化計画に基づき、業者支援のことも考慮して、許可業者を増やすことは考えられないという状況をご理解いただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓吾） 先ほど、答弁いただいた十分に対応できる車両と人数があるとお聞きしましたが、具体的にどんな車両があるとか、従業員が何名ぐらいいるとか、その辺は把握されておるんでしょうか。また、下水道の整備によって、業務が年々減少していく中で、合特法に基づく業者の支援ともいわれましたが、近隣市町の1社あたりの平均、1,500世帯という数からみても、明和町の1社あたり5,800世帯というのは、大変大きな数字であると思わないでしょうか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） まず、車両台数と人員なんですが、現在8台です。人員のほうは、平成25年で13名でやっております。この台数につきましてはですね、隣の多気町、玉城町、こちらの業者がそれぞれ2業者ございますが、多気町のほうは合わせて8台、玉城町のほうは6台というふうに聞いて

ておりましたですね、台数的にはよく似たぐらいになっております。

それから、1車あたり1台あたり5,000世帯というお話もございましたんですが、その量、浄化槽汚泥とし尿等の量にもよると思うんですが、伊勢市、松阪市ですね、議員おっしゃられたように、全部足すとすごい業者数になるんですが、旧の伊勢市、旧の松阪市になりますと、利用者数、伊勢市の場合、旧の伊勢市4社、松阪市は8社でございます、それを1台あたりのし尿と浄化槽汚泥に換算すると、だいたい当町とよく似た、ざっとのアバウトな数字ですけども、1台あたりの収集量というふうになっているというふう把握しております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓吾） 当然のことながら、今後は下水道整備等の関係で、パイは小さくなっていきますし、少し前の答弁にもありましたけども、明和町としては1社で十分だというふうにお答えいただきました。

その中で、地震等の災害が発生し、復旧時において浄化槽設置世帯及び汲み取り世帯の対応について、改めて聞くんですが、今の1社で対応できるのでしょうか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、どちらですか、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 地震等の災害時におけるし尿等の収集体制、確保するということが大変重要というふうに考えます。現在の業者におきまして、日常的な業務は滞りなくやっている。これまで風水害等の災害においてもですね、特段の問題は起きていないということなんですが、今後、起こりうる大規模な地震災害、これを想定すると、やはり心配な部分がございます。し尿と収集運搬業者の対応も含めたですね、災害対策マニュアルの作成とか、管理体制の整備、精査を今後行っていく必要はあるというふうに考えます。

三重県のほうで、災害廃棄物処理基本対策というのがありまして、こちらのほうで震災時等においては、県内の広域応援体制を構築するとしておりまして、県内廃棄物処理業者の斡旋等も明記しております。そういった応援もございしますが、当町においても、それらの応援体制を含めて、今後、災害時や復旧時のし尿処理体制を検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓吾） 私が聞いたところでは、夜間や土曜日、日曜日に電話をかけても、つながらないといったことを何度も聞いておりますので、ゴールデンウィークや年末年始などの大型連休に、ずっと連絡がつかない状況になっているのではないかと思います。できる限り災害なんかが起きたときは、できる限り早い対応がいいと思いますので、それを踏まえてですね、先ほども言わせていただきました、夜間や土日に電話をかけてもつながらないといった、このような状況のことを、先ほども答弁いただいたんですけども、日常の対応がきちっと行われているという状況のことをいうんでしょうか。

また、災害時において、今までは特に問題が起きてないともいわれましたが、今後の災害時の対応ができるのかどうか。町の災害マニュアルを精査したところで、対応する業者の体制が整っていなければ、何も機能しないと思いますので、1社で問題がないというのと、2社ないし複数社あるということの、どちらが町民の方にとってはメリットがあるとお考えでしょうか。1社だけの対応で本当に大丈夫なのか、何の根拠をもって言われるのか、再度お聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 災害のときはですね、ご案内のように、過去にもですね、あるいは東日本でもそうなんですけど、1市町で対応できるもんであり

ません。従って、広域的な応援をいただくという、そういう状況の中で、処理をしていくのが、今までの災害地の状況ですので、その点は1社だから、2社だから、2社でも対応できない部分もありますので、そこら辺のところは広域的に、先ほど課長が申しあげましたように、三重県の方、そして、三重県は確か岩手か、東日本のときは岩手を中心というようなことの中で、支援をとということの中で、大きくそういう支援関係を結ばれておりますので、そこに頼らざるを得ないということでもあります。

日常的なお話の中で、連絡がつかないとか、そういうお話をいただきます。正直申しあげて、どういう状況でその日曜日に電話をされるのかどうかわかりませんが、以前ありましたのは、私らも職員時代に経験をさせていただいて、電話を受けた例としては、いわゆる浄化槽が破れておって、水がすごく溢れてきてというようなことの中で対応してほしいとかいうようなお話もありましたし、ずっと年末前にですね、あらかじめ言ってもらえば対応できたような処理の部分での苦情とかいうのはですね、年末に入ってお正月前に、電話をしたけど取りにきてくれんだとかいう、そういうようなお話もいただきました。

そういう場合にはですね、あらかじめ業者の汲取許可業者の方にですね、連絡をいただくなり何なりすれば、ある程度、解決できるのではないかなと、そのように思いますので、そういった対応をするようにですね、許可業者のほうにもきちっとですね、伝えるように、そして、休みでもある程度の緊急体制というんですか、そういうものをつくるようにですね、指導はしてまいりたいとそのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓吾） 災害時等の市町と連携してというようなことも聞かせていただいたんですけど、僕の感覚としてはですね、そういうときはできる

だけ早いほうがいいという意味で言わせていただいております。それと、あらかじめ電話をかけた状況というのはいわれたんですけども、当然汲み取り、溜まってきておるのに電話せんだということではなく、故障のときの場合とか、緊急を要するときのことで聞いております。これまでの答弁を聞かせていただいて、これ以上、業者を増やすことはしないというお考えであるということが、ちょっと私には理解できません。1社だけの弊害というのは、ほかにもいろいろあると思うからです。

まず、1つとしてというか、それが主になってくるんですけども、し尿の収集運搬や浄化槽の維持管理にかかる費用は、他の市町と比べて高いのが現実です。そのことは把握しておられるとは思いますが、その費用はこれまでずっと町民の皆さんが受け持っているんです。その中で先日のプレミアム付商品券のときのことを言わせていただきますが、発売から2日ちょっとで売り切れとなり、土日しか休めない人は買うことができませんでした。

あのプレミアム相当額を稼ぐために、日頃から疲れていても、頑張って残業したり、また家計をやり繰りして、少しでも安いスーパーへ買い物に出かけたり、子どもが何かほしがっていても、辛い思いをしながら我慢をさせたり、なだめたりと、家族の暮らしのために努力している方たちがたくさんいると思います。

そのような明和町の皆さんの現実と気持ち、それと1社だけで十分という町の間では、ちょっと感覚がずれているのではないかと感じます。少しでも住民サービスに努め、負担を減らしていくことが、町の責務ではないのでしょうか。そういったことも踏まえ、1社だけだと自由競争の原理も働かず、選択の余地もない状況の中、費用が高いままで業者のいいなりということにもなり、このまま進められていけば、一番損をしていくのは明和町住民の皆さんではないかと、私は思います。

そこで、最後に1つだけ、誠意を持ってお答えください。

合特法というのは、仮にですが、その業者に対して、明和町の平均所得の

何倍、何十倍もの金額を支払うような、贅沢三昧をする保証をする法律なのか。それとも明和町の平均所得にあわせた保証をすればいいのか、どちらだと思われませんか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 中井議員の質問は少し乱暴すぎるというふうに思います。我々としましては、いずれにしても、町民の税金を扱って、この事業を運営しているわけでありまして、委託をしているわけでありまして。さらに業者を増やすということは、将来において必ずその代替保証というのを、代替措置、代替業務を与えていかなければならない。そういうところが、その部分があるわけでありまして、現在はそういう形かもわかりませんが、将来においてやはり負担を、町民の皆さんに直接かけるという形に相成るわけでありまして、我々としてはできる限り、1社、できる限りじゃなしに1社で対応をしまいたいと、このように思います。

といいますのは、1社に対する代替措置もですね、将来どのような形でやっていけるのかどうか。そここのところの仕事も見つけ出していかなければならないわけでありまして。ご案内のように、玉城さんではですね、合特法の関係で代替措置として、ゴミの収集、そういったところまでですね、手立てをしていかなければならないというような状況があるわけでありまして、我々としてもですね、この業者に対する、許可業者に対する代替措置、将来的に減っていくことが目に見えているわけでありまして、新たにそのリスクを負うというようなことは、今の行政、私の立場ではできかねますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓吾） わかりました。これからも1社でいくという考えでいくのであれば、さまざまなつけは、明和町の皆さんが背負うことになると思

います。今回、質問させていただいたように、町民の皆さんから見えにくい分野における町の許可については、改めて考える時期にきているのではないのでしょうか。NTTも自由化以降、自由競争により価格が下がっておりますし、これまで当たり前であった地域独占の電力会社ですら、来年4月には自由化され、新規参入も相次ぐ模様です。しっかりと明和町の皆さんのことを第一に考えていただき、今後、新たに参入しようとする業者があるのであれば、その参入について検討いただくことをお願い申し上げて、合特法についての私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、中井啓吾議員の一般質問を終わります。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

（午後 2時 15分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時 30分）

2番 西岡 厚 議員

○議長（辻井 成人） 5番通告者は、西岡厚議員であります。

質問項目は、「明和町における人口減少と少子化について」、「日本遺産「斎王」の今後の計画について」の2点であります。

西岡厚議員、登壇願います。

○2番（西岡 厚） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目が明和町における人口減少と少子化問題についてです。先日の委員会でもお話もありましたし、今日の一般質問の中でもたくさん議論されたと思うんですけども、日本の人口は2005年ぐらいをめぐりに、人口減少にあり、都市部への人口流出により地方の人口減少は加速していく一方です。

その中でも若者の流出は、地方自治体にとっては労働力の減少、税収の減少、さらには少子化をより加速させ、高齢化社会をつくる要因にもなります。若者の地方離れは、進学を機に都会へ出ていき、その後、地元企業への就職を望むが、就職先がなく帰ってきたくても、帰ってこれない現状もあるようです。

これから明和町も年々人口、世帯数ともに減少していくと思われれます。2040年には現在よりも人口で4,000人強の減、平均年齢に至っては5歳以上も上昇して、50歳を超えとも予想されています。人口減少には出生率の低下や転入・転出の比率のバランスが関係してくるのですが、明和町も2011年にはこのバランスが崩れて、出生より死亡、転入よりも転出の数のほうが上回り、人口減少が進んでいます。

これまでもたくさん質疑、討論をされている問題ではありますが、若者の地元企業への就職先の確保、雇用の拡大を図り、人口減少、流出を抑える手段の1つとして、もっと積極的な企業誘致をしていくべきではないでしょうか。これまでも議論はされていると思いますけども、今後、新たな企業誘致への取り組みをしていく考え方はありますでしょうか。お教えてください。

○議長（辻井 成人） 西岡議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ただいま西岡議員のほうから、人口減少と少子化問題、その中で企業誘致というお話をいただきました。ご質問いただきました地方の人口減少や流出を抑えるということにつきましては、日本全体の人口減少はもとより、東京一極集中、一極人口流出に歯止めをかけることの狙いとして、国のほうも何らかの対策ということで、今回、地方創生、まち・ひと・しごと創生として、それぞれ市町がですね、長期ビジョンを策定して、総合戦略を立てながら、人口減少、あるいは流出対策をやりなさいということで、はじめたことは既にご承知のことと思います。

その中ではですね、地方における安定した雇用を創出するという、その基本目標も掲げられておりますけれども、単に企業誘致のみならず、農林水産業の6次産業化、あるいは地域産業の協力の強化、また一方では人材の育成とかですね、中小企業支援とか、幅広い取り組みを考えて、地元における若者の雇用対策、結婚、出産、子育ても含めてでございますけれども、若い世代が定着する施策の実現、それによって人口減少に歯止めをかけ、人口増に転じていく内容にしろと。そういう中身のものがございますけれども、町でもですね、その総合戦略の策定に取り組んでいるところでございます。

冒頭に申し上げましたが、ご指摘の企業誘致もその1つの手段ではありませんけれども、当町の立地条件、名古屋、大阪の経済圏からも、距離がございますし、高速道路のインターも玉城町インターから、少しばかり距離がございます。また、海岸線を有しております、今回、津波の浸水被害想定もされている中では、震災が起こって、津波が起こったあとの排水対策等々も含めて、なかなか困難な条件にあるということの中ではですね、災害等のリスクを回避する、そのことを優先する企業にとってはですね、当町の立地条件というのは、非常に難しいという、厳しいという状況にあるというふうに理解をしております。

従いまして、この東日本大震災以降、あるいは津波の浸水の想定が、三重県の方から発表された以降ですね、企業からのオファーというのは、なかなか

かないという、そういう状況に実は今ございます。そういったなかでですね、企業誘致の取り組みに関しましては、6月議会においても上田議員のほうからも、同様の質問もいただいておりますが、町として企業立地そのものについても、いろいろやっていかなければならない。あるいは現在の状況を多々あるわけでありますので、それらの内容については、止め直してみたいな形になるかもわかりませんが、農水商工課長のほうから、現在の取り組み状況等について、答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 失礼いたします。

現在の町の取り組みにつきまして、ご報告をさせていただきたいと思っております。町といたしまして、企業誘致につきましては、現行の事業所設置奨励金等の事業所設置にかかる優遇制度の支援を行わせていただいております。県や松阪地域産業活性化協議会が開催する企業立地に関するイベント等に参加いたしまして、支援策のPR等に努め、参加企業の働きかけを実施していきたいと考えております。

企業誘致につきましては、新規の立地だけではなく、既存の事業所の規模拡大、こちらも産業の活性化には好影響がございます。先ほどございましたように、税収という面からみますと、法人町民税、固定資産税、住民税等の増加等も期待ができるところでございます。

具体的には、事業所設置奨励金の設置におきまして、優遇制度によって支援を行っております。今年度までに延べ9事業所に、4,694万円の交付をさせていただきまして、事業所の新設、増設によりまして、新規の正社員といたしまして、68名の雇用を生みださせていただいております。

また、先ほどの町長にございましたが、ひと・まちの総合プランといたしまして、新たな取り組みとしまして、地域における産業、雇用の創出を図るた

めに、新たな事業をはじめようとするもの、そちらに対しまして、資金調達等の支援事業ができないかを検討させていただいておりまして、ワンストップ窓口ということの中で、明和町産業課へ来ていただければ、いろいろなどが紹介できるというふうな、そういうシステムを構築していきたいというふうに考えております。

企業立地の成果をあげるには、一朝一夕にはいきませんが、今後も関係機関と連絡を密にとり、情報を得る中で、地道に企業立地に進めていきたいと考えております。

また、現行の制度でございますが、本年度末で期限を迎えることとなっております。期限延長をいたしまして、この施策を続けていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また人口減少、流出の対策といたしまして、就労の場というのが1つ考えられるかと思っております。松阪定住自立圏、伊勢定住自立圏という格好の中ですね、松阪地域雇用対策協議会というところへも、町といたしましても積極的に参加をさせていただいておりまして、近々で申しますと、松阪の工業団地に進出を考えております、三菱重工業、三菱飛行機がですね、下請業者を松阪の工業団地に誘致するという話の中ですね、町のホームページへも参加を募集していますよというようなことも周知をさせていただいておるといふようなところでございます。

今後もタイムリーにこういうことをPR等をさせていただく中で、住民の皆さま方に周知をさせていただきたいと考えておるような次第でございます。

○議長（辻井 成人） 課長、さっき答弁の中で、産業課と答弁をしたんで、産業課ではなく、農水商工課ですよ。訂正してください。

○農水商工課長（堀 真） 農水商工課でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

西岡議員。

○2番（西岡 厚） ありがとうございます。

明和町の工業地帯の立地条件的に、震災以降、誘致するにはなかなか難しいというのは、よく理解しています。その中でも、今ある既存の企業さんへの誘致というか、拡大のお願いをしていただいたりとか、近隣市町の企業のほうへ就職先など、斡旋などしていただいているというところは、本当にありがたいと思います。ありがとうございます。

今後もそのように、若者がやっぱり地元へ帰ってこれるような施策をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

2つ目ですけど、2つ目じゃないな、そういったところもあるんですけども、明和町の立地条件としては、伊勢市や松阪市、津市などへのアクセスが容易でありますので、静かで住みよい町、子育て世代が住むには、よりよい立地条件だと思います。就職先とかというのがしっかりあれば、明和町に根付いていただけるということも、非常に望まれるんじゃないかなと思います。

ただ、子育て世代の親御さんにしてみれば、子どもたちが安心して遊べるような場所がないという声を、よくお聞きします。実際、僕も明和町にずっと住んでいますけども、やっぱり大きい公園がないと。近隣に行けば、小俣だったりとか、多気町に公園はあるんですけども、明和町すぐに遊びに行けるような公園がないというのもありますので、これからですね、そういうふうな子育て世代の方たちが、集まってこれるような公園整備というふうなものは、明和町としては考えてないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 西岡議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ご指摘のようにですね、子どもたちが遊べる公園というのが、明和町にはないではないかと。いつも大仏山のあの公園とかですね、ご指摘いただいたように、松阪の中部台とか、そういったところへ行かざるを得ないというお話もいただきますし、逆に言うと、国史跡齋宮跡のあの広場を活用して、何とか子どもたちが遊べる場所の確保ができないかというようなお話も、実はいただいております。

明和町の場合は、都市計画区域で、専門的遊具をつくれば、使えばですね、街区公園というんですか、そういう公園というのは、子どもたちの遊具、ブランコやらね、滑り台やらというような、そういったものについてはですね、町としては一応、公園はあるのはあるんですけども、それは金剛団地のところの緑公園、これが一応、都市公園的なものとして、認められるというんか、認知をしているところでございます。

あと30箇所近くですね、公園はあるんですけども、開発に伴う小さな公園とかですね、ご案内のように大淀の業平公園とか、浜大淀公園ですか、そういった公園ぐらいでですね、ご指摘いただくような本格的な子どもたちが遊べるような公園では、なかなかないということは、十分承知をしております。

さりとてですね、じゃあ大仏山のようなですね、公園がこの町内でという、なかなかですね、難しいというか、用地の確保からいかなければなりませんので、大変難しいなというふうな思いをしております。ただ、1つは先ほどいいました、斎宮跡のこれは歴史公園という位置づけでございしますが、その中にですね、何とかまあというような思いもしないでもありませんし、ご案内のように斎宮駅周辺、農水省からいただいた土地もございします。それから、町の堤防の下を今、公園化していこうというような、そういう状況の中で、何とかそこら辺が活用できないかなというふうな思いもしておりますので、もう少しですね、今の状況等々について、担当課のほうから答弁させていただきたいと思っておりますので、その点でよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

まずはきららの森、今までいろいろなご提言もいただいておりますので、今の状況を、それからその後は、歴史公園のほう、そこら辺について今の状況等も含めて報告させていただきます。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 失礼いたします。

きららの森、斎宮周辺の公園整備につきまして、現在の状況につきまして、

ご説明させていただきたいと考えております。齋宮池を中心とした地域には、齋宮池を掘削いたしました、先ほど申させていただきました、きららの森というのと、それから齋宮池を中心としたところで整備をさせていただいておるところ2箇所がございます。

齋宮池の地域におきましては、三重県が事業主体となりまして、地域用水環境整備事業で公園整備、展望台、そして歩道の設置をさせていただいております。平成25年度から工事を実施させていただきました。平成25年度には玉城側の歩道を設置させていただきました。1周4kmになるんですが、周遊していただくことが可能となっております。現在もたくさんの方が歩いていただいたり、またウォーキング、走ってもらったりとか、そういうことをしていただいているような状況でございます。

そして、平成26年度につきましては、明和町側の本体の堤下にトイレを設置させていただいております。これがこの8月1日から供用開始させていただいております。今回の補正におきましても、こちらの管理費のほうをお願いさせていただいておるような状況でございます。

平成27年度、本年におきましては、玉城町側にトイレを設置させていただきました。予算残におきまして、現在、設置をさせていただきましたトイレ周辺、こちらの整備を実施していきたいということの中で、どういうものをつくっていくかということなんですけども、芝生をはらさせていただきます。多目的広場とかパターゴルフができるとか、少し山を設けさせていただいて、コンサート風にするとか、そういうこといろんなことができるような状況の中で、縛りのないようなものをつくっていききたいというふうなことで、現在、地元協議会となかを含めさせていただいて、策定をさせていただいておるような状況でございます。

それから、町長申させていただきましたように、農水省から掘削土利用地きららの森ということの中で、17haの用地をいただいております。7haにおきましては、太陽光発電の企業のほうに貸付をさせていただきました。残り

10haにつきましては、昨年でございますが、土地利用の基本構想というのを策定させていただきまして、3月に皆さま方に議会のほうにもご報告をさせていただきました。

その素案に基づきまして、どういうふうな事業で、どういうふうにやっていきたいかということの中で、今年、肉付けを現在進めさせていただいておるような状況でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問ございませんか。失礼、文化財保存活用監。

○文化財保存活用監（中野 敦夫） 失礼します。

私のほうから齋宮跡の史跡公園のことについて、説明させていただきます。

史跡公園齋宮跡なんですけど、先ほど町長が申されましたように、都市公園の中では歴史公園として位置づけをしております。それで、ここの公園につきましては、史跡保存のために公有化した土地をですね、整備基本構想に基づいて建物や井戸や棟などの表示をしたり、それから、10分の1模型で齋宮跡の当時の様子を表したりということで、史跡公園としてやっています。

それでまた暫定的にですね、芝生広場とか、そういうものをつくって、多目的広場、またイベント等でですね、活用させていただいております。そういうような史跡公園ということで、今までブランコとかですね、ジャングルジム等の遊具の設置というのは、認めてもらっておりません。ただ、今回ですね、はじめていつき茶屋の南側に、子どもが楽しめるような噴水をつくるというのを認めいただきましたので、今後もですね、築山をつくって、そこから芝をはってですね、上から滑っていただくとか、それからまた当時の奈良平安の建物を模したものをオリジナル的につくって、それをフィールドアスレチックのような形でですね、できないかというようなことを工夫しながら、文化庁とも相談しながら、設置したいなと思っておりますので、その辺努力していきますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

西岡議員。

○2番（西岡 厚） ありがとうございます。

公園が少ないということで、なかなか人たちも集まってこないというのはありますけども、齋宮跡であったりとか、齋宮池の跡だったり、きららの森であったりとか、齋宮跡の歴史公園だったりとかいうところの、多少整備ができれば、ちょっとした公園にはなるのかなというふうなことは思います。

それと先ほども言われたみたいに、ちょっと芝生をはって、ちょっと小高い山をつくるとかというふうなことだけで、子どもたちというのは、自由に遊びができるんだと思うんです。遊具がしっかりと整備されてなくても、子どもたちは勝手に遊びを自分でつくっていくということがありますので、そういった子どもたちが考えて、自分たちの考えで遊びをつくっていけるような広場ができていって、それが周囲の方たちに認知をされれば、自然に集まってくると思いますので、そういったところの整備もよろしくお願いします。

それから、今、企業誘致であったりとか、公園とかというふうな若者世代の話をさせていただきましたけども、また、世代の方たちが明和町に入ってきてこれというか、ここへ来たいなと、ここへお家を建てたいなというときにはですね、やっぱりどうしても地元の方でしたら、土地を持っているとかというのはありますけども、よそから来ると土地をまた一から探さないといけない。

また土地を探したあとにですね、スムーズにお家が建てられるような段取りができれば、人はたくさん入ってきてくれるのではないかなと思いますので、そういったところの取り組みというかですね、土地の開発をするのは、たぶん企業さんだと思うんですけども、そこら辺で手続きをするときにですね、スムーズに手続きがいくような、明和町のほうでそういうふうな取り組みというんですかね、案内をするとか、こうやってすれば、もっとやりやすくなるよみたいなところは、そういった取り組みというんですかね、そうい

った形の対応をされてるのかというのをお聞かせください。

というのが、ちょっと僕、仕事関係でお話をさせてもらったときに、明和町さんがほかの市町と比べて、開発をしていくときに、手続きがややこしかったんやとかという話を、ちょっとお聞きしましたので、そういったところで、取り組みというんですかね、対応をどういうふうにされているのかというのを教えてください。

○議長（辻井 成人） 西岡議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 町がですね、町民の皆さんに住宅を提供という形は、ご案内のように、上御糸の増田山団地のみでございまして、それ以外に町が宅地開発をして、住宅を提供していくという考え方はですね、今のところ持っておりません。ご指摘のように、今のところ民間の皆さんのご努力に頼っているというのが、今の現状でございます。

そういった中で、今までは実はおっしゃるように、非常に何ていうんですか、負担金等も実は開発に伴う、開発協力基金とかいう、そういうものもいただいておりますけれども、それも住宅の開発が進みやすいように、廃止をさせていただきました。

また、今もちょっと課題になっておるんですけれども、水道の水源開発協力金とかいう、そういうものもですね、実は今まだいただいているというような状況であります。やはり、これから住宅開発をスムーズに進めていこうと思うと、そういう負担もですね、やはり見直していかなければならないと、そのように思っておるところでございます。

ただですね、手続き等の問題につきましてはですね、町のほうは都市計画区域が、全町的に指定をされておりますので、非常にちょっと手続き的には、事前協議だとか、あるいはそういったものが必要になってまいりますので、少しばかり土地利用の状況についてですね、開発の状況については、土地利用監のほうからですね、説明させていただきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 土地利用調整監。

○土地利用調整監（松本 雅之） 議長。先ほどのご質問の中で、開発されようと思えます方からですね、ちょっと手続きが難しい、ちょっと理解しづらいというご意見があるというお話をお聞きしました。

担当としましては、なおわかりやすくですね、事務事業の手続きのほうをですね、説明するように今後も努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

それで、住宅開発といいますか、分譲住宅地の開発の関係について、ご質問いただきましたので、先ほど町長から簡単な説明がありましたが、ちょっと事務手続につきまして、その概要を説明いたします。

土地利用上の建築物の制限について、まず1点目でございます。今年の4月に都市計画決定いたしました、特定用途制限地域、また3月の定例会においてお認めいただきまして、この10月1日から施行いたします建築物の制限に関する条例におきましては、明和町内6つの地区を指定しておりますが、そのうちの工業団地等の産業集積地区、それから、別途、法令に基づきまして、土地利用がそもそも制限されております史跡齋宮跡の区域を指定しました、齋宮跡地区、この2つの地区におきましては、現実的に分譲住宅地を目的とした開発行為はできないということになります。

よって、この他の地区ですね、例えば明和町全域の8割以上を占めます田園居住地区とか、その他居住環境地区におきましては、既存のこれも農振の農用区域等の除外など、関係する法令の一定の手続きを経た場合は、住宅の分譲用の開発は可能であるということになります。

2点目に、開発の手続きなんですけども、町長のほうでご案内いただきましたとおり、明和町全域が都市計画区域でございます。よりまして、明和町では都市計画法に基づきまして、建物の建築等を目的とした1,000㎡以上の土地の区画について、宅地の造成や道路、区画割道路の建設を行おうとする場合、都市計画法に基づきまして、三重県知事への申請と許可を得る必要があります。

この申請の前提としまして、良好な住環境の形成と、災害の防止等を図ることを目的としまして、将来的に明和町のほうに帰属していただくこととなる道路とか排水がきちんとされるかとか、その辺りの整備の内容につきまして、関係する公共施設管理者であります明和町と、事前協議というものを行う必要があります。

この事前協議におきまして、住宅を開発しようとする事業者さまによって整備される各施設等について、一定の指導とか制限を行うことにはなりますが、このことによりまして本来の目的であるところの良好な住環境の形成、すなわちこのことが魅力的な住宅地ということにつながっていくというものであると考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

西岡議員。

○2番（西岡 厚） どうもありがとうございます。どんどん人が入ってこれるといふか、人が入ってこれる場所にしていただきたいと思いますので、そういったところも用意していただいて、よろしく願いいたします。

今回この人口減少というところの少子化問題、人口減少というところでお話をさせてもらいましたけども、いろいろ企業誘致であったりとか、公園つくったり、子育て世代を増やしていったりとか、人が住みやすい環境をつくっていくというの、つくっていった人口をどんどん増やしていかないといけないと思うんですけども、今の現状を見ていると、人口減少というのはなかなか抑えられないと思うんです。

徐々には人口減少が減っていったとしたとしても、急に人が増えるということはないと思いますので、今の現状を踏まえてですね、踏まえるとやっぱり、子どもの数というのは、どんどん減っていくと思うんです。10年後には予想なんですけども、明和町内でも小学生の数は200名ほど減少して、1,000人ほどになると。以前に教育長からのお話もありましたけど、明和町内の小

学校の数は、これから3校ないし4校というのが望ましいんじゃないかというお話も聞きました。

明和町の中にある学校で古い順でいきますと、中学校、大淀小学校、上御糸小学校、斎宮小学校、明星小学校、修正小学校、下御糸小学校という順番で、古い順番でやってくるんですけども、生徒数の減少による学校の統廃合などの考えがあるのであれば、明和町内の小学校数や学区の再編成も考えていかないといけないと思うんですけども、そこで以前に、僕は質問させていただいた中ですね、大淀小学校の移転の問題をちょっとお話させてもらったことがあると思うんですけども、そのときは耐力度調査ということで、結果の数値が及ばなかったんで、今すぐには大淀小学校の建て替えというのは、ちょっと難んじゃないかというふうな返答をいただきました。

ただ、先ほどいったように、生徒数の減少で学区なり、小学校の数というのを編成してかないといけないという中ですね、もう一度、大淀小学校で一番古い小学校になりますので、大淀小学校の移転を再編というふうなところに当てはめてですね、考えていっていただける検証というのは、していただけないでしょうか。そこをお聞きしたいんですけど。

○議長（辻井 成人） 西岡議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 大淀小学校の移転については、防災面で考えている最重点課題という形でやっておるわけですので、それについては、平成23年に立ち上げました義務教育施設整備検討委員会からの答申の中でも、中学校の老朽化に対する改築、それから、大淀小学校には津波対策のために移転改築すると、すべきであるという答申を受けて以来ですね、どのような格好で、それをしていくかという面が1つあります。

ただ、大淀小学校は津波対策ですので、一応、その検討委員会のほうでは、23号線以南への移転が望ましいという中で考えております。そのことについては、やはり地域の皆さんに理解を得なければ、これはならないだろうと思います。

特に小学校の場合は、大淀小学校は大淀地区の中心になって、コミュニティーも随分つくられていると。その中にはいろいろな考え方の方がございますので、その理解を得ながら、津波対策ということで、安全・安心な土地へ移転改築したいというのが、我々の考え方でございます。

ただその中には、もっと近くにせえとか、いろんな形がありますけども、まずそのことを理解しながら、住民の皆さんと十分に話し合いをしていくというですね、昨年度は自治会長さん、それからPTAの方々、それから老人会の方々からも、一応意見をいただきました。

そして、今年10月、この10月から各自治会へ、そういう話・ご意見を、教育委員会が示したものを理解していただくか、皆さんからどんな意見が出てくるか、皆さんの意見を聞きに行くということを、10月にさせていただきます。そのことを踏まえながら、移転先を決定していきたい。そのように思います。これは早急にしていくべきことでもありますので、そのことを中心に考えます。

ただその移転先によってですね、校区の編成が必要になるか、ならないか、そのことも踏まえながら、検討していきたいというふうに思います。今年度も10月には各地区へ出かけまして、皆さんの意見を聞くということを、まず最初にしていきたいと思っています。

学校、前に言いましたように、明和町の再編を考えなければならない時期には来ていると思うんですけども、小学校区を小学校をどれぐらいの数にするか。文科省からは望ましい学校の規模というのが出ておりますけども、それも参考にしながら、しかし、地域のコミュニティーを大事にしながら、考えていくことでもありますので、ずいぶんと町民の皆さんとしっかりと論議をしながら、決定していきたいと、そんなように思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

西岡議員。

○2番（西岡 厚） ありがとうございます。小学校、特に大淀小学校の移転の大きな要因としては、防災面だというのを、ちょっとお聞きしたんですけども、やっぱり順番に古くなっていく小学校があつて、小学校の数もどんどん、どんどんというか、減らしていかないといけないということも、検討していかないといけないという中で、どちらが先だというわけじゃないですけども、明和町全体で考えて、再編をしていくという、構成を立てた上で、大淀小学校なんかは、防災面を考えて、23号線以南へもっていただくたりとかという考え方を持っていかないと、一つひとつ大淀小学校とか、大きな建物ですので、財政的にも苦しい中で、それをぼんぼん、ぼんぼん建てていく、建てかえていくということではできないと思いますので、再編ありきというわけじゃないですけども、再編というものをしっかり念頭において、小学校の、明和町全体での小学校の数の在り方であったりとか、あとは地域ですよ、どこの場所にいくかというふうなものを考えていくという方針はないんでしょうか。

○議長（辻井 成人） 西岡議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 1つはですね、南海トラフいつ起こるかかわからないときに、結局、大淀小学校の移転を再編の中で考えていくと、なかなかまとまらないだろうというふうに思うんです。

私もそうですし、そういうなかで、やはりまずは子どもたちの安心・安全な場所へですね、もっていくというのが、一番の目的にならないと、それを町内の6校の再編を考えていくと、これまた大変ややこしくなる。10年かかるか、20年かかるか、その辺までかかってしまう。我々の年代でいけば、もういいやないかという3校一緒にせえという話があるんですけど、それになるとまた3校の人らとこへ、みな説明にいかんならん。どこにするんやという論議が出てくると、これまた大変なことになってくるのではないかという思惑があつて、やはり大淀小学校は防災面で、早急にとりかからないいけないということから、この大淀小学校の建て替え、意見建て替えという問題が出

ているわけなので、そういうことを基に住民の皆さんと相談していくという経過です。

両方引っつけてしまうと、なかなか難しいのではないかなというふうに思っていますので、そこら辺でちょっと躊躇なしに、やはり進めていくべきものは進めいくという考えでおります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

西岡議員。

○2番（西岡 厚） ありがとうございます。

教育長の言われるとおりでとは思いますが、先ほど教育長の話の中にもありましたけども、大淀小学校の建て替えの話でいくと、大淀小学校のなかでもコミュニティーが、遠くへいっちゃうのはというふうな声も、結構多いですので、この10月から大淀小学校の建て替えの聴き取りをされるというのは、お聞きしましたけども、そこで多分たくさんそういうふうな意見も出るんだと思うんですけども、その中に再編というふうなところも、頭にあるよというふうなことが、あると話もちょっとスムーズに進むのかなと思いつつ、ちょっとお話をさせてもろたんですけど、ただそのためには、再編というものをしっかり明和町が、こういうふう考えている、はっきりした形じゃないけど、考えているというふうなものを示すのも、必要なんじゃないかなと思いますので、そういったところで、そこら辺も引くくめてですね、小学校の移転というのを、しっかり考えていってください。

それともう1点ですけども、小学校と同様にですね、保育所というのがあると思うんですけども、それもやっぱり人口が減ってきて、子どもが少なくなってくるということで、統廃合、先日建てていただきました明星こども園のような、複合施設というかですね、そちらの統廃合の考え方もあるのかどうかというのでも聞かせてください。

○議長（辻井 成人） 西岡厚議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 小学校は別にしましてですね、やはり幼稚園、保育所の部分の中で、防災を考えますと、なりひら保育所と、それからふたば幼稚園、それから、子どもの数からいきますと、極端にふたば幼稚園なんかは減ってきているという形、そして、逆にささふえ保育所が、実は低年齢児の部分が、希望がものすごく多い。施設に部屋数が限度があるというようなこと、そういったことを考えあわせましてですね、1つは明星こども園が幼稚園と保育園の両方の機能を持ち合わせた施設であるということの中からですね、防災面、それから、子どもの少子化の対応、それから、施設の老朽化も含めてでございますけれども、そういう部分を勘案して、私としてはできれば、財政的な見通しさえたてばですね、早急に統合という考え方の中でですね、新たな施設を、明星こども園を参考にですね、整備をしていきたいと、そのように考えています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

西岡議員。

○2番（西岡 厚） どうもありがとうございました。

小学校の数もそうですし、保育園もそうなんですけども、これから人口減少、人口減少というより、人口増を望むまちづくりをしていかないといけないと思いますので、先ほどお話をさせてもらった企業誘致もそうですけども、若い世代なり、幅広い世代が、この明和町に住みたいなと思うようなまちづくりをしていく、して行ってほしいなと思います。よろしくお願いします。

2番目ですけども、日本遺産に認定された斎王の今後の取り組みと計画についてなんですけども、今日の一般質問の中で、山内議員からの質問の中でね、結構、答えをいただいたというところがありますので、簡単にお話をさせてください。

サミットが来年5月に伊勢志摩で開催されます。世界中からたくさんの要人の人たちであったりとか、ほかの人たちというのが来る機会になりますの

で、この明和町で日本遺産に認定された斎王というものを、PRしていくには絶好のチャンスだと、僕も思っています。

山内議員も言われていましたけども、計画だったりとか、計画目標というところをしっかりと立てられているのかどうかというのを、ちょっとお聞きしたいんですけども、お願いします。

○議長（辻井 成人） 西岡議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 山内議員の質問にも答えさせていただいたんですが、ベースになる考え方は、平成22年のときに、斎宮跡を核とする町の活性化基本方針というところで、観光を主体としてということで、考え方もまとめさせていただいた中で、とにかく明和町、斎宮、今回は日本遺産ということも含めてですね、もっと、もっと多くの人に知っていただく、そういう認知度、知名度をあげていくという取り組みがですね、まず求められるのかな。そのことによって来ていただくお客様が増えて来ると、今のところ情報発信不足という形の中で、なかなか来ていただくお客さんが少ないわけですが、そういったところもですね、1つ心がけていきたいなど、そのように思います。

それらに対するですね、今度はハードの整備、ソフトの整備というのが求められるわけでありますので、ソフトの面についてはですね、いわゆる日本遺産の活用推進事業というのがありますので、魅力発信事業、そういうものがありますので、それらに基づいて何とかいろいろな展開をしていきたいというのが1点と。

それから、ハードの部分につきましては、歴町法の歴史町づくり法の認定を受けておりますので、歴史的風致維持向上計画が10カ年計画で、既にもう出発をしているわけでありますが、それに基づいていわゆる史跡の整備等々を、それから有料も含めてですが、案内看板等も含めて整備をしていくという、そういう状況になっておるところです。

来年サミットの伊勢志摩サミットが開催されるわけでありますが、先般、

委員会等でもお話をさせていただきましたけれども、配偶者プログラム、これにですね、手を挙げて何とか便乗ではありませんけれども、配偶者の方々が来ていただくということが、斎宮、斎王、あの史跡にとっては非常にインパクトのあることだというふうに思いますので、11日に知事との1対1の対談もごございますので、積極的に働きかけてはいくつもりではおりますけれども、なかなか最終的には外務省が決定をするということをございますので、何とかですね、実現できるように取り組んでまいりたいと、そのように思っておるところでございます。

これからですね、やはりそういった計画に基づいてですね、やっていきたいという部分もあるんですが、山内議員の質問にも答えさせていただきましたように、今、観光という面では、動向調査というのを、やはり今、実施しておりますので、そういったものもいろんな方々の意見もですね、集約した中で、新たにビジョン的なものを、やはりつくっていく必要があるのかなと、そのようにも思っておりますので、今しばらく時間をいただきたいなど、そのように考えています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

西岡議員。

○2番（西岡 厚） ありがとうございます。

山内議員と言っていることは、本当に重複してくると思うんですけど、これからというんですかね、計画を練って、これから斎王をどんどん周知をしていくというふうなところで、そこへもどんどん、どんどん力を入れてもらわないといけないんですけども、山内議員が言われたおもてなしというところでいうと、今度は来ていただいても、受け入れる体制ができてないと、また次、来ようかなとか、ここ明和町っていいな、これからここへ住みたいとかというふうな感覚にはならないと思いますので、受け入れる体制、お客さん、お客さんというか観光客、観光できていただく明和町外から来てい

ただく方が、ここへもう一度来たいなと思うようなまちづくりをしていって
いただきたいと思うんです。

その中で、斎王というのは明和町にある12の史跡を、1つの物語として認
定されたものだと思うんですけども、その1つひとつの整備というのも大事
だと思うんですけども、それを点と点を線で結ぶ、それを1つにする。それ
を観光としてめぐってもらいたいな、作り方をしたりだったりとか、何度
もここへやってきたいなというふうな斎王というものをつくっていただきた
いと思います。

質問じゃないですね、これね。

よろしくをお願いします。

○議長（辻井 成人） 西岡議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 確かにですね、ある面からちょっと指摘をいただいた
部分もあるんですが、斎王祭にしろ、いろんなイベントをするにしろですね、
これは斎王祭の実行委員会がやったり、あるいは財団がやったり、あるいは
町が関わったりとかいう形の中で、地元という部分がですね、どうも希薄に
なっているのではないかという、そういう指摘を実は受けております。

やはり、貴重なものがあっても、地元の人が知らん顔しておればですね、外
からきた人が、この史跡はどうですかと尋ねたときに、いやわしら知らんが
なという話では、やはり困るというか、先ほど言われたおもてなしの心には
反するというふうに思いますので、幸いにですね、今回いろんな形の中で歴
町事業で、斎宮の北口のあの入口の駅を、公園口の整備をいただいたときに
ですね、地元の人たちが掃除とかですね、鍵の開け閉めとか、そういうもの
をやってやろうということで、快く引き受けていただいたということです。

そういう中ではですね、この輪が広がっていけばですね、来ていただいたと
きに、地元であるし、おらが町という、そういう雰囲気の中でですね、温か
く他の市町から来ていただいた方、観光客に対して接していただけるんでは
ないかなと、そのように思いますので、当然いろんな経験とかですね、知識

とかそんなもありますので、ある面では研修みたいな形の中で、いろいろと我々もおもてなしのいろいろな材料をですね、提供していくことも必要だと思うんですけども、ようは地元の人たちがどのように動いてくれるかということも、1つの鍵だろうというふうに思いますので、これから平安の杜のオープンも近いわけでありますので、そういったところ、もっともっと地元の人にも親しんでいただける史跡でありたいと。

そのことがほかから来ていただく、多くの人を温かく迎えるおもてなしの心で迎えていただく、1つの要因になるのではないかなと、そのように思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

西岡議員。

○2番（西岡 厚） ありがとうございます。

最後になるというか、先ほどの話で、地元の方がちょっと関心が薄いというわけじゃないですけども、なかなか祭りだったりとか、イベント事の中に入ってこれないというのを、僕もお聞きしました。

あって当たり前のもので、そういった感覚であるのかなと思うんですけども、協議会も立ちあがったということですし、その中に、三重交通さんだったりとか、近鉄さんだったりとかという、今までそういった斎王祭だったりとか関わってない業者の方たちも入ってきたというのをお聞きしました。

まず地元の方はあって当たり前なんですけど、祭りの中に参加することによって、地元の方たちも楽しみながら、そういった祭りごとだったりとかいうふうなものに触れ合っていくと、どんどん、どんどん協力的にもなってくると思いますので、そういった三交さんだったりとか、外の力というかですね、知識もしっかり入れていただいて、今まで以上というか、今までとちがった形の斎王祭、斎王、明和町というものをつくっていただけたら、より他の人たちにも明和町内の人にも、関心を持っていただけるんじゃないかなと思ひ

ますので、はじめの人口減少の話も引っくるめてですけども、誰もがちょっと住みたくなるようなまちづくりというのを、推進して行ってください。よろしくをお願いします。

これで一般質問を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（辻井 成人） 以上で、西岡厚議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辻井 成人） これをもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午後 3時 20分)
